

令和 6 年第 4 回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (12月10日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	6
議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例について	15
議案第 3 号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第 4 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第 5 号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について	20
議案第 6 号 ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例について	22
議案第 7 号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算(第7号)	25
議案第 8 号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	64
議案第 9 号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)	69
議案第10号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第4号)	71

議案第 1 1 号 令和 6 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）	7 6
閉 会 の 宣 告	7 9
署 名	8 1

令和 6 年第 4 回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第 1 号）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 1 月 1 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 6 年 1 2 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 6 年 1 2 月 1 0 日 午後 3 時 3 0 分				
出席及び欠席委員 出席 1 2 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委 員 長	畠 山 昌 典	副 委 員 長	早 川 ケン子
委員会に出席した事務職員	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
	そ の 他 の 関 係 職 員			
委 員 会 日 程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 条 例 補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 1 2 月 1 0 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(2) 議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例について

(3) 議案第 3 号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第 4 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

(5) 議案第 5 号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について

(6) 議案第 6 号 ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例について

(7) 議案第 7 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 7 号)

(8) 議案第 8 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

(9) 議案第9号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)

(10) 議案第10号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第4号)

(11) 議案第11号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算(第1号)

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、3番、畠山昌典委員を指名します。

畠山昌典委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（畠山昌典君） おはようございます。ただいまご指名をいただきました畠山昌典でございます。本日の委員会は、条例補正6件と補正予算が5件でございます。活発な慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（畠山昌典君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、9番、早川ケン子委員を指名します。

審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

◎議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について

○委員長（畠山昌典君） これより審査に入ります。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。はい、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） おはようございます。11件の議案審査になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

この条例改正は、岩泉町職員の給料表及び期末勤勉手当等について、岩手県人事委員会勧告に準じるため、所要の改正を行うものでございます。

本町は、県の人事委員会の勧告に準拠した取扱いを基本としておりまして、主な内容は、給料表全体の引上げ、一般職の勤勉手当、定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当及び特別職の期末手当の引上げ並びに寒冷地手当の額の引上げ及び扶養手当の支給対象と額の改定等となっております。

一般行政職の給与の改定額は平均で1万952円となり、改定率は3.11%となっております。主に初任給をはじめ、若年層に重点を置かれた改定となっております。一般行政職の高卒初任給は16万7,900円から18万9,300円に、大卒の初任給は18万8,800円から、21万5,100円に、それぞれ2万1,400円、2万6,300円の引上げとなっております。

それでは、まず最初に120ページの参考資料2を御覧願いたいと存じます。最後のペー

ジ、120ページ、参考資料2でございます。期末勤勉手当の改定についてまとめた資料となっております。まず初めに、一般職についてでございます。年間の支給月数を0.1月分引上げとする改定となっております。年間4.5月分の支給月数が4.6月分となり、令和6年12月支給期分は勤勉手当を0.1月分引き上げ、また来年度になりますけれども、令和7年度分は6月と12月の期末勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げるものとなっております。

次に、一般職のうち定年前再任用短時間勤務職員、主に暫定再任用職員となりますが、年間の支給月数を0.05月分引き上げるものとなっております。年間2.35月分の支給月数が2.4月分となり、令和6年12月支給期分は期末勤勉手当がそれぞれ0.025月分引上げとするものでございます。また、来年度、令和7年度は、6月と12月の期末手当を0.7月分に、勤勉手当を0.5月分と平準化を図るものとなっております。

次に、特別職についてでございます。期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げるものとなります。年間3.4月分の支給月数が3.45月分となります。令和6年12月支給期は0.05月分引き上げ、1.75月分となり、令和7年度は6月と12月それぞれ1.725月分と平準化を図るものとなっております。

次に、特定任期付任用職員についてでございます。現在本町には、この職の職員はおりませんが、期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げるものとなり、年間3.4月分の支給月数が3.45月分となります。令和6年12月支給期は0.05月分引き上げ、1.75月分となり、令和7年度から新たに勤勉手当が支給されることとなり、6月、12月それぞれ期末手当が0.95月分、勤勉手当が0.875月分の支給となるものでございます。

次に、寒冷地手当の額の引上げについてでございますが、世帯主である職員については月額1万200円から1万1,400円に1,200円の引上げ、世帯主で扶養親族のある職員については月額1万7,800円から1万9,800円に2,000円の引上げ、その他の職員については月額7,360円から8,200円に840円の引上げとなります。

また、これまで寒冷地手当が支給されていなかった定年前再任用短時間勤務職員に対して、令和7年度から支給するよう改正を行ってございます。

次に、扶養手当の改正についてでございますが、これは報道等でも出ておりましたが、配偶者に係る扶養手当を段階的に縮小、廃止し、子供に係る扶養手当の額を3,000円増額

するものとなっております。配偶者に係る手当については、現在の6,500円を令和7年度に3,000円に、令和8年度からは廃止となります。子供に係る扶養手当については、現在の1万円を令和7年度に1万1,500円に、令和8年度からは1万3,000円に段階的に引上げとなるものであります。また、扶養親族の数の変更に伴う届出等に関する事項を規則で定めることとし、条例から届出等に関する規定を削除するものであります。

次に、管理職員特別勤務手当の支給対象期間について、これまで午前零時から午前5時までを対象としていたところを、午後10時から翌日の午前5時に拡大するものとなっております。

それでは、詳細な改正内容であります。59ページからの参考資料1、新旧対照表を御覧願いたいと存じます。59ページから84ページにわたり、一般職の職員の給与に関する条例の令和6年4月1日に遡及しての適用となる第1条関係となっております。第1条関係では、初任給調整手当の額の引上げ、一般職の職員の令和6年度12月期分の勤勉手当の支給率の引上げと、定年前再任用短時間勤務職員の令和6年度12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率引上げ、寒冷地手当の額の引上げ、行政職給料表等の全体を引き上げるものとなっております。

85ページから112ページまでが、一般職の職員の給与に関する条例の令和7年4月1日から適用となる第2条関係でございます。第2条関係では、配偶者に係る扶養手当の額の引下げと子に係る扶養手当の額の引上げ、扶養親族の数の変更に伴う届出等に関する事項を規則に定めることとしたことによる当該条項の整理、管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大、一般職の令和7年度以降の勤勉手当の支給率を平準化、定年前再任用短時間勤務職員の令和7年度以降の期末勤勉手当の支給率を平準化、定年前再任用短時間勤務職員に寒冷地手当が支給されることに伴う文言の整理、行政職給料表等の一部を引き上げるものとなっております。

113ページから114ページまでが一般職の職員の給与に関する条例の令和8年4月1日から適用となる第3条関係でございます。第3条関係では、先ほど申し上げましたが、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う文言の整理及び子に係る扶養手当の額の引上げとなっております。

114ページから次のページ、115ページ上部にわたり、第4条関係として、令和7年4

月 1 日から適用となる地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正となっており、給与条例第10条が削除されること及び暫定再任用職員、これは定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、に対します寒冷地手当が支給されることに伴う文言の整理を行っております。

115ページ中段から116ページ中段にわたり、第 5 条及び第 6 条関係で、岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正となっており、第 5 条関係では令和 6 年 4 月 1 日に遡及適用し、特定任期付職員の給料表の全体を引き上げ、令和 6 年度12月期の期末手当の支給率を引き上げるとともに、第 6 条関係では令和 7 年 4 月 1 日適用で、特定任期付職員に勤勉手当が支給されることに伴う文言の整理、令和 7 年度以降の期末勤勉手当の支給率を平準化するものとなっております。

116ページ下段から117ページ中段にわたり、第 7 条及び第 8 条関係で、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の改正となっておりまして、第 7 条関係では令和 6 年 4 月 1 日に遡及適用し、特別職の令和 6 年度12月期末手当の支給率を引き上げるとともに、第 8 条関係では令和 7 年 4 月 1 日適用で、特別職の令和 7 年度以降の期末手当の支給率を平準化するものとなっております。

117ページ下段から119ページ上部にわたり、第 9 条及び第10条関係で、岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正となっており、第 9 条関係では令和 7 年 4 月 1 日適用で、定年前再任用短時間勤務職員に寒冷地手当が支給されることに伴う文言の整理となっており、第10条関係では令和 8 年 4 月 1 日から適用となる配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う文言の整理を行うものでございます。

最後に、41ページにお戻り願いたいと存じます。41ページ、附則にて、施行期日等を規定しておりまして、本条例は公布日から施行するものとしておりますが、先ほどの第 1 条、第 5 条及び第 7 条の規定による改正については令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用し、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用するものでございます。また、第 3 条及び第10条については、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとしてございます。

以上で一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから、またマイクを持って発言するようご協力をお願いいたします。

次に、委員の皆様に申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いいたします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） ありがとうございます。私は、金額には触れないのですが、この条文に出てくる寒冷地手当というのがあるのですが、当町でいう寒冷地はどこを指しているのかお伺いします。

○総務課長（三上義重君） 大森総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 大森総括室長。

○総務課総括室長（大森淳一君） お答えいたします。

寒冷地手当の支給対象地域ですけれども、岩泉町全体となっております。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そこで、いつこの定めが決まったか分からないのですが、近年、十数年前から言われているのが、地球温暖化という話が出てくるのだが、やはりそのように地球規模の温暖化が進んでも、そのままこの手当は必要な部分だと考えているのかどうか。見直す時期なのかどうか、そのご見解をお伺いします。

○総務課長（三上義重君） 大森総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 大森総括室長。

○総務課総括室長（大森淳一君） お答えいたします。

寒冷地手当の支給地域につきましては、基本的には国家公務員のほうに準じている形になっております。岩手県内では、例えば宮古市、山田町は支給対象外になっております。これ、ちょっと年は忘れましたが、過去に地球温暖化といいますか、気候状況の変更によって支給地域が外れております。また、今回の改正において、旧田老町も

外れておりますので、こちら国の状況を見ながらの支給地域の変更ということで考えております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 次に、勤勉手当というのがあるのですが、これもずっとこの条例の中にうたわれているような気がするのですが、そもそもこの勤勉手当が定まったというか、つくらなければならなかった経過というのは、恐らく高度成長期というか、非常に職員の中でも皆さん頑張ったというようなことで手当が出たと思うのですが、今世の中はまさに働き方改革というのが叫ばれているわけ。それで、今の働き方改革とこの勤勉という言葉が整合性を保つのかなというような、そこら辺は時勢を反映した、これもまた見直す時期なのか、それとも当然の行為なのか、ご見解をお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 大森総括室長。

○総務課総括室長（大森淳一君） お答えをいたします。

こちらは、期末手当、勤勉手当ということで、民間でいうボーナスというところに当たるかと考えております。勤勉手当につきましても、今回一般職については期末手当ではなく、勤勉手当だけが支給率が上がるというところなのですが、こちらやはり人事評価制度というものが地方公務員法で規定されておまして、その半年間の業績評価等々において、当町でも勤勉手当の率、職員によっては頑張った人は今回の率より少し、0.何%高いとか、ちょっと頑張れなかった方は少し下がるとかというような形で運用となっておりますので、言葉的に勤勉という言葉がどうかというところとあれですけれども、国の支給の手当として勤勉手当という文言が使われておりますので、本町においてもそういった規定となっております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今平均で1万952円と、3.11%のアップということですが、そうしますと大体の平均の町職員は何ぼで、そして今度どのぐらいの額になるか、給料でご説明していただけますでしょうか。

○総務課長（三上義重君） 大森総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 大森総括室長。

○総務課総括室長（大森淳一君） お答えをいたします。

平均の給料でございますけれども、人事委員会の勧告前ですとおよそ30万900円程度、それが人事委員会勧告後になりますと31万1,000円といった形になります。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） もしお分かりでしたらですが、町職員給料で今度31万1,000円になりますよということなのですが、町内の職場というか、何かのデータで民間の給料とか、それはどういうレベルに、何かの資料で今回改正に当たって調べたとか何かありますでしょうか。分かりませんか。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今回給料を上げると言いますが、本町は、先ほど説明でも申し上げましたが、県の対応分に合わせておりまして、民間のほうのところを把握して随時というのでは行っていないため、ちょっと手元にはないような状況でございます。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） そうしますと、今度の改定で、補正予算のほうになるのかな、であるのですけれども、今度の改正で所要額、全体でどのぐらい上がる、予算がかかるのかをご説明ください。

○総務課長（三上義重君） 大森総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 大森総括室長。

○総務課総括室長（大森淳一君） お答えをいたします。

今回の給与改定に係る影響額でございますけれども、およそ4,500万円程度見込んでおります。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） すみません、この場で聞くのはちょっと、前もって聞けばいいのか、岩泉町は県の人勤をやっているのですが、県内での国の人勤の制度を取り入れているところ、あるいはそして国と県との人勤で大きなところはどこに違いがあるか、同じ

なのかもしれませんが、それについてご説明していただければと思います。

○委員長（畠山昌典君） 大森総括室長。

○総務課総括室長（大森淳一君） お答えいたします。

細かい数字は、ちょっと今手元にないのですが、国と県の違いで言いますと、まず給料表が違います。若手のほうに対して、県のほうが給料が少し高めになっております。あとは、期末勤勉手当の月数、年間支給率は同じなのですが、期末手当と勤勉手当の配分が若干異なっております。その2点が大きな違いかと思っております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 1 番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 今回一般職のご説明いただいたのですが、特別職については見直す予定がないのかどうかお答えください。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 特別職の報酬の改定についてということで、今年の6月に各議員さんの報酬のほうは改定のほうを行ってございまして、そのほかの特別職につきましてはまだ検討中といいますか、周りの状況も見ながら、あるいは県内の動き、ほかのところの動きを見ながらということで、今のところは方針として上げますというふうな向きで考えるのは、まだ進めてございませんでした。

○委員長（畠山昌典君） 1 番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） どの領域でも、今後成り手不足が想定されますので、しかるべき見直しができるべきときにされるようにお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今現在国のほうもかなり人件費等の部分は、賃金アップといえますか、動きが進んでおりまして、民間のほうも中小企業等も頑張っているところでございますので、特別職の報酬のほうも、かなり前の改正から年数空いておりますので、まず検討のところにはやっぱり進んでいかなければならないのかと。特別職のところは、本当に細かい各委員さんの分もございまして、その辺のところの金額の妥当性もありますので、それも含めながら、ちょっと研究しながら進めてまいりたいと思っております。

○委員長（畠山昌典君） 1 番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 働き方改革についてなのですけれども、例えば窓口の業務、支所ですとか本庁の 2 階でやるような証明書の発行とか、収納とかということですが、勤務時間と開庁時間が同じだと、残業が発生するような業務設計になっていて、働き方改革にはつながらないような、従来そうしてきたということだと思えるのですけれども、そういった見直しをする予定はありませんか。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 開庁時間の部分と、あるいは窓口の部分ですが、一応今担当のほうからもそういった要望といいますか、意見のほうもございますので、ただやはり我々、住民サービスの部分でございますので、まず住民の皆様からご理解を得ながらになってまいりますので、その辺は中でもまずは相談しながら、そして皆様に、その時間を変えることで、そこで影響がないのかという部分も反応を見ながらにはなってきますので、そこは丁寧に対応してまいりたいと思っております。検討しないわけではございませんので。

○委員長（畠山昌典君） 1 番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） コンビニでいろんな手続きができるようになったりということで進めていただいていると認識しています。住民というか、町民の利便性の確保にも配慮されているのだろうというふうに思いますので、実績というのですか、町民の利用実績に基づいて適宜変えていくことが望ましいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 答弁はよろしいですか。

○委員（千葉泰彦君） はい。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで質疑を終わります。

これから議案第 1 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する
条例等の一部を改正する条例について

○委員長（畠山昌典君） 続いて、議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第2号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

この条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、以下改正法と言いますが、これによりまして行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する法律、通称マイナンバー法でございますが、この通称マイナンバー法が改正され、この法律の第2条第8項が新設されたことに伴いまして項ずれが生じる同条、各項を引用する条文の整理を行うため、改正を行おうとするものでございます。

それでは、4ページからの参考資料、新旧対照表を御覧願いたいと存じます。まず、第1条関係、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について、第2条の定義規定で生じる項ずれをそれぞれ修正する改正を行っております。以下同様に、同ページ下段、第2条関係、岩泉町税条例について、マイナンバー法第2条「第15項」を「第16項」に修正する改正を行

い、7ページ、第3条関係、岩泉町議会の個人情報の保護に関する条例について、マイナンバー法第2条「第9項」を「第10項」に修正する改正を行うものでございます。

最後に、2ページにお戻り願いたいと存じます。2ページ、別紙の下から3ページにかけてでございますが、附則にて、改正法の施行の日から施行することとしてございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第3号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動

の公営に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山昌典君） 議案第3号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） 議案第3号 岩泉町議会議員及び岩泉町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

この条例改正は、最近における物価の変動に鑑み、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の考え方に基づく公職選挙法施行令の一部を改正する政令の公布に係る所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、3ページからの参考資料1、新旧対照表でご説明申し上げます。第4条第2号ア中、「1万5,800円」を「1万6,100円」に、次の4ページ、同号イ中、「7,560円」を「7,700円」に改めます。

同ページ、第8条中、「7円51銭」を「7円73銭」に改め、5ページ、第11条中、「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改めるものでございます。

最終ページ、6ページに参考資料2としまして、公職選挙法施行令の公営単価改正をまとめた概要表をおつけしておりますので、御覧願いたいと存じます。各項目の改正単価、現行単価、町条例記載の有無を一覧にしたものでございます。太枠部分が今回の単価改正該当項目となっております。

最後に、2ページにお戻り願いたいと存じます。附則にて、本条例は公布の日から施行するものとしておりますが、この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとしてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 条例を見ていてびっくりしたのだが、例えば今の出回っている金の単位だ、これを見れば何銭というのをやるのだよね。仮に73銭で請求を出さなければならぬときに、1円持っていったら金融機関では銭でお釣りが来るわけ。条例なら、もう少し切りやすいところで、ちょうどいいところでうたったほうがいいような気がするのですが、何でもかんでもこの何銭をつけないといけないわけか、その理由について伺います。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 説明でも申し上げましたが、単価のほうは公職選挙法の施行

令に基づいての金額となっておりまして、何円何銭がある分は、これはポスターの作成公営費になりますので、なかなか1枚で作るとかというのはないかと思うので、枚数のところでいけば、そこから逆算する単価の分で大体50銭なり51銭内という銭の表示が、単価が出ているものと思ってございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税
の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山昌典君） 議案第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（應家義政君） それでは、議案第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産

税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、国の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、それから東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、適用期間の期限を延長し、引き続き産業支援をしていくということとされましたことから、これらの省令に基づく固定資産税の課税免除を行おうとするものでございます。

それでは、4ページ、新旧対照表を御覧願います。まず初めに、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正でございますけれども、第2条で対象設備等の取得期限を令和9年3月31日まで、3年間延長をするものでございます。

次に、5ページを御覧願います。岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正でございますけれども、こちらでも第2条で対象設備等の取得期限を令和8年3月31日まで、こちらのほうは2年間延長し、併せて引用している国の法律条項等の改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

では、2ページにお戻りをお願いいたします。附則としまして、施行期日でございすけれども、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和6年4月1日から適用するものでございます。経過措置としまして、令和6年3月31日まで取得され、既に固定資産税の課税免除を受けているものについては従前の例によるものでございます。

なお、現在本町におきましては、この適用を受けている事業者は、過疎のほうはございませんが、岩泉町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例、これは東日本大震災の関係でございますが、2業者が適用を受けておりまして、現在も固定資産税の課税免除を行っている状況でございます。

以上でございます。ご審査方よろしく願いをいたします。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これから議案第４号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第４号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第５号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する

条例について

○委員長（畠山昌典君） 議案第５号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長、どうぞ。

○町民課長（佐藤哲也君） それでは、議案第５号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条ずれへの対応と所要の整備をしようとするものであります。

改正部分の説明をいたしますので、３ページ、新旧対照表をお開きください。第３条第１項中、「第２条の４第７項」を「第２条の４第６項」に改めます。

次に、第３条第１項第１号中、「第２条の４第２項」を「第２条の４第２項第１号」に改めます。

続きまして、参考資料２をお開き願います。条例の第３条、こちらのほうにおきましては、医療費助成の受給者を規定するものでありますが、第１項ではひとり親家庭における扶養義務者等の所得制限限度額の規定をしているものでございます。条例に引用する児童扶養手当法施行令の改正に伴う条ずれへの対応を行うものでありますが、当該部

分につきましては、所得制限限度額の内容等までが改められるものではございません。

次に、第3条第1項第1号につきましては、ひとり親家庭における父母の所得制限限度額を規定しているものでございます。こちらにつきましては、「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項第1号」に改めるものでございますが、こちらのほうは児童等の扶養親族に応じて設定されます所得制限限度額について、扶養親族の数に応じてそれぞれに16万円、限度額が増額となるという内容のものとなってまいります。

2ページにお戻りください。施行期日につきましては、附則により公布の日からとしております。

以上で議案第5号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 現状についてお伺いしますが、第3条の第1項の1号関係ですが、この表には児童数が1人から5人までの表になっているのですが、実際に4人とか、5人とかいう家庭は何件ぐらい現状であるのか、今少子化の時代ですが、お知らせ願います。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えさせていただきますけれども、今医療費助成の対象となっている対象者、こちらは58人ございます。その中で、所得制限の限度額は、扶養親族、子供の数等に応じて段階的になっているわけですが、ご質問は多子の部分になりますけれども、多子の部分でそれぞれに何人という押さえ方は、ちょっと資料のほうを持ち合わせておりませんので、後ほどにでも資料のほう、必要であれば提出させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。申し訳ございません。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私が伺いたかったのは、一応やっぱり条例というか、表だから、当時こういう人数もあったのかなということで、そのまま来たかと思うのですが、今ご案内のように少子化の時代で、非常に珍しい5人までも書いてあるので、実際にどのぐ

らいあるのかなということでお聞きしました。分かりました。ありがとうございました。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第6号 ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山昌典君） 議案第6号 ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、議案第6号 ふるさと岩泉水と土保全基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ふるさと岩泉水と土保全基金ですが、平成5年度において基金の原資1,000万円を積み立て、その運用益である利息で土地改良施設を有する地域住民活動の強化事業を展開する果実運用型基金として運用してきました。しかし、近年は利率が低く、利息による運用益を得られない状況が続いておりますことから、原資の取崩しにより、基金の目的に即した事業に充当できるよう取崩し型基金とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、3 ページ、新旧対照表を御覧ください。第 6 条とし、「基金は、第 1 条の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる」とする規定を新たに設けるものであります。附則におきましては、第 2 項とし、「この条例は、基金の全部が処分されたとき、その効力を失う」とする規定を新たに設けるものでございます。

2 ページの別紙にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 6 号について質疑を行います。質疑はありますか。

13 番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 今回基金が改正されるということで、本町には様々な基金がございますが、この基金と同じように今後改正する予定のある基金はあるのかお伺いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今回の基金の果実運用型は、以前あった高齢者福祉基金と、あとふるさと岩泉水と土保全の基金になってございます。当時、まだ利息が高かった頃にできたものでございますが、もう 30 年以上経過しておりまして、今のこの低金利状況ですので、このほかには基金のところで果実運用型は今のところはありませんので、この後はないと思っております。

○委員長（畠山昌典君） 12 番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今回この条例をこの条文で出してくるということを見れば、私は何だか 1 回で使って、なくするのではないかというような感じがするのですが、どうでしょう。この基金は、やっぱり崩しながらも、これからも積んでいくというのか、それとも思い切って、ある事業があるので、それに全部向けるという考えなのか、方向性についてお伺いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君） 今私どもで考えております活用方法と申しますか、こちらの基金を充当した事業でございますけれども、これまでも実施していただいておりますけれども、小本川の下流域の襲野から宮本から中里、中島、小本に至るまでの地域になりますけれども、農道の草刈りや遊休農地の維持管理というのを住民の方々に管理いただいております。こちらのほうですけれども、国の直接支払交付金制度であります多面的機能支払交付金というのを活用して、これまで実施いただきました。こちら、事業期間が5か年となっております、令和6年度からさらに5年間取り組んでいただくということとなりました。こちらの交付金には、市町村負担がございます。4分の1が市町村負担となります。令和6年度の予算で申しますと、約130万円ほどが町負担となりますので、そちらに基金のほうを活用させていただきたいと考えております。今後、新年度予算のほうで、改めてこちらの予算のほうでご審議いただくこととなりますが、現時点では担当課ではこのように考えております。よろしくお願いします。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

換気のため、午前11時10分まで休憩します。

休憩（午前10時57分）

再開（午前11時10分）

○委員長（畠山昌典君） 休憩前に引き続き、条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第7号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）

○委員長（畠山昌典君） 議案第7号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第7号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、先ほど第1号議案でもご提案申し上げましたが、岩手県人事委員会勧告に伴い、一般職の給料改定率が3.11%、勤勉手当が0.1か月分、寒冷地手当が11.3%の引上げとなることから人件費の調整を行ったほか、国及び県の補助事業に伴い、早期の対応を要する事業につきまして追加の予算を計上してございます。また、本年8月の台風第5号により被災した公共土木施設を復旧するための予算も併せて追加しておりました。

それでは、歳出からご説明申し上げます。15ページを御覧願いたいと存じます。なお、別冊のつづりとしましてお配りしております令和6年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課長から説明ございますので、ここではほかの事業の補正予算内容をご説明させていただきます。

15ページ、2款1項10目諸費、18節に三陸鉄道経営安定化対策交付金沿線市町村負担金491万円を追加しております。これは、三陸鉄道株式会社に対し、運行の維持確保及び経営の安定化を図るため、岩手県及び久慈市から大船渡市までの沿線市町村により支援を行うものとなっております。

同じく11目ふるさと納税推進費、7節にふるさと納税謝礼4,900万円を追加しております。これは、ふるさと納税の年間見込額3億円となったことに伴い、返礼品調達に係る費用を追加するものでございます。

続きまして、飛びますが、31ページを御覧願いたいと存じます。31ページ、6款1項4目観光施設費、12節委託料から17節備品購入費まで、合計で3,487万8,000円を追加し

ております。これは、ふれあいらんど岩泉再整備事業において、国庫補助金を活用した整備が可能となった事業の追加をお願いするものでございます。

次に、39ページを御覧願います。39ページ、10款3項1目道路橋梁災害復旧費、14節に公共土木施設災害復旧工事1億1,400万円、同じく2目河川災害復旧費、14節に河川災害復旧工事3億4,100万円を追加しております。これは、8月の台風第5号により被災した町道及び町管理河川の災害査定の結果を踏まえ、追加の補正予算をお願いするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入でございますが、8ページにお戻り願います。8ページ、14款1項3目土木費国庫負担金で、公共土木施設災害復旧事業3億309万9,000円を計上しております。これは、災害査定の結果に伴う国庫負担金でございます。

同じく2項7目商工費国庫補助金で、地域における受入環境整備促進事業936万円、観光振興事業648万円を計上しております。これは、ふれあいらんど岩泉再整備事業に係る国庫補助金となっております。

次に、10ページを御覧願います。19款1項1目繰越金で、前年度繰越金2,304万5,000円を追加し、財源の調整を行っております。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、5ページを御覧願います。5ページ、第2表、地方債補正であります。過疎対策事業債、緊急防災減災事業債、災害復旧事業債で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を14億6,220万円とするものであります。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。12ページをお開きください。1款1項議会費、質疑

はありませんか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君）　　ここでお伺いいたします。何度か伺ってはいるのですけれども、投票所の統廃合に関して、担当課ではアンケート等を行って、今後の方向性を決めるとおっしゃっていましたが、その後の経過についてお伺いします。

○委員長（畠山昌典君）　　三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君）　投票所の統合、再編等につきましては、以前も説明してございましたが、令和5年5月にまず最初に有権者50人以下の11投票区、そちらのほうに統合のアンケートということで実施してございます。その結果を参考に、令和6年2月には該当する投票区の各有権者に、今度は個人ごとに意向調査を実施してまいりました。その結果をまた踏まえまして、3月の末から5月末まで、16投票区、21自治会での説明会を開催してございます。これも3月末から5月というところが各地区での総会等ございますので、それに合わせて、その場をお借りして説明のほうに参上してございました。その中で、現在43投票区あったものが、大体12か所ぐらいが統合できるのではないかと、43が31にということで説明をしながら、皆様からも賛同を得ながら進めていたところでございました。

その際にも、どこか移動投票所、車で各地区の方に、統合になったところの元のところに移動投票というか、車で何とか投票できるようにカバーしていければということでの説明を行っておりまして、本来であれば10月末から11月ぐらいに、ある程度賛成をいただきましたその地区のほうに、移動投票をする車の場所なり時間等をご提示して、もし文句がなければそれで進めたいなということで、それで順調にいけば、本来であれば12月に選挙管理委員会にかけて、12月の今回の議会の全協なりで説明を申し上げたかったのですが、ご案内のとおり、参議院の県選出議員の補選があったり、あとはこの前の国政の衆議院の解散総選挙、10月27日、同日執行でございましたが、それが入ったことで2か月ほどその作業が遅れておりまして、できましたらば年が明けた2月の初めぐらいには各該当する地区のほうに移動投票所の状況確認をして、それから2月中旬、町議選前の選管でございますので、選挙管理委員会でお諮りして、3月の議会の際にはある程度確定した情報を議員の皆様にはご案内したい、ご説明したいということで今考えていると

ころでございます。統合自体は、来年の7月に参議院の通常選挙予定されておりますので、そのときから統合のほうは進めたいということでございます。

また、1投票区、田山の投票区が有権者7名の方で、その地区のほうからの要望もありまして、この前の選挙のときから褒綿の民俗資料館の投票所のほうに統合しておりますので、今現在は42投票区となつてございました。ということでございます。

○委員長（畠山昌典君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 投票が困難な方のところには移動投票所を考えているということですが、これ12か所が統合されますが、この12か所に移動投票所を予定しているのか、移動投票車、これは何か所ぐらいを予定しているのか、それをお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 統合対象になる12か所のところに、まずはできれば1投票区当たり、希望があったのは、やっぱり1つの投票区で家に近いところということで2か所、3か所の要望あったのですが、例えば短い期間、町議選となれば実質4日しかありませんので、その中で1つの投票区のところでは1か所から3か所となると、かなりの箇所数になりますので、そこら辺をちょっと調整しまして、できれば統合前の投票所、そこを基準にしながら移動投票車のほうを配車していきたいなと思ってございました。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

次に、2款1項総務管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 支所費までありますけれども、大丈夫ですか。支所費から小川地区複合施設整備事業費まで。ページが長いので、あれですけれども。

11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 諸費でお聞きします。

町民バスの関係で、4月からライドシェアが導入されたと。本県でも導入され、岩泉、それから田野畑のタクシー、3社が許可下りたということですが、どういう内容か、まだ新聞紙上ですので、中身はちょっとまだ分からないのですが、ただ運転手が不足して

いるから一般のほうで募集してやるという、業者主導で進むような気がするのですが、その内容というか、分かる範囲で説明をお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 新聞報道等では出ておりましたが、ライドシェア、これ事業所が管理をしながらやる事業所タイプの部分の許可が出まして、それでスタートしております。事業者さんは、小川タクシーさん、それから岩泉自動車運輸さん、田野畑交通さん、3社でまとまってやるということで伺っております。来週あたりからスタートするのではないかなということですが、当面は運転手さん、2種がない自社にいる運転手さんを活用しながら、自社の車を使ってタクシー業務をやる。範囲が岩泉以外にも、新里、川井方面とか、あと田野畑とか、そういった方面でやるということで伺っております。

趣旨としますと、伺っているところによりますと、運転手さん不足があるということで、運転手さんの確保の部分で、募集をかけている事業者さんもあると伺っておりますけれども、そういったところからスタートして、実証をしてみて、観光客の方であったり、町民、住民の方であったり、どういった使い方になるかを我々もちょっと注視して今見ておりますが、どういった形になるか、これからまたそういったところを事業者とも話をしながらやっていきたいと思っております。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） ただ、運転手さんだけが何か不足しているからという。そして、デマンドタクシー的に行きたいところに行くとか、そういう内容かなと思っているのですが、タクシー業者がどのようにしていくか、これから見ていかなければならないと思うのですが、まだこれから、内容分からないのですが、デマンドタクシー的に行きたいところに行きたいとか、そういうこともちょっと考えられないのですか、業者がどのように進んでいるか分からないけれども。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現状、一般の方が自分の車でというのを自由にという話にはまだなっておりませんで、これを事業者のほうで管理をすると。例えば健康管理、運転の管理、二日酔いではないかとか、そういったのをチェックするとか、様々なそう

いった管理をしながら安全対策をしてやるということになっています。タクシー事業でするので、お願いすれば、予約をすれば来てもらって、そして自分の行きたいところに行くのですけれども、これの料金設定というのがタクシー料金になっております、現状。なので、現状並みか、若干高いかとか、その程度になっていますので、これが今後こういったものを踏まえながら、では自治体としてどういうふうにできるかというところには行くと思うのですが、国のほうでもこの辺を緩和して進めたいという方針でいるようですので、その状況を見ながら、制度設計されてくれば、我々としても何らかの部分では協力しながらできるのではないかなというふうには考えておりました。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） ただそれだけなのかな。高齢者となると、ほとんど料金とか、そういうのもかなりかかってきて大変だと思うのです。そういうことも考えていかなければならないと思うのです。例えば年金生活者がバス、タクシーの運賃で行くと、とても足りないと思うのです。そういうほとんどが病院とか買物に行きたいということだと思うのです。そういうようなことも考えてもらいたいと思いますが、これは話別ですけども、他町村では地区内だけで300円でやっている地区も新聞紙上には載っていたのですが、そういうのとか、そういうサービスの、料金的なこともこれから考えてもらいたいと思うのです。年金暮らしとか、そういう高齢者がやっぱりそういうところを利用していききたいと思うので、ぜひそれを指導なり、そうしていただきたいと思います。要望です。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 委員と考えは一緒でございまして、我々がどこまでいけるかというところをちょっと真剣に今考えています。岩泉町の場合は、事業者さんが各地区でバス事業、タクシー事業をやられています。あと、地域で運行しているバス、タクシーもございまして、それらを使わない部分は縮小しながらも、使える人に使ってもらえるような料金設定だったり仕組み、こういうのを順次ちょっと変えながらいきたいと思っております、ついては今デマンドタクシー、安家のほうでは運行していますが、これを本格運行に変えたいと思っておりますし、違う地区ではまたそれを導入しながらやっていきたいと思っております、進めておりますので、今後そういった思いで仕組みを

つくってまいりたいと思います。

○委員長（畠山昌典君） 1 番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 10 目諸費で三陸鉄道経営安定化対策交付金沿線市町村負担金についてですけれども、経営財源といいますか、運行財源、負担を市町村がしているということですが、そこについて何か市町村間で協議されている内容があればお聞かせください。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回も三鉄支援という部分が出ておるのですが、今年度におきましては、これは市町村だけではなくて、県と市町村でそれぞれ支援をしながらやっています。経営の健全化というか、安定化を図らなければならないということで、今年度、全沿線市町村と県とで、何回もこういった課題について繰り返し研究しております。専門家の方も招致をしまして、入っていただいて、意見交換もしております。今現状では三陸鉄道が、やっぱり運行している中で老朽化している施設とか資産もあって、今後どんどん、どんどんそういったのに係る経費は増えてくると。その中で、定期であるそういう乗車の部分がどんどん減っていくと。人口も減っています。その中で、ではどうやっていくというところで、経営の中での支出をどんどん、どんどん締め、その部分は一生懸命やっていると、こういう専門家の判断がございました。その部分は、三陸鉄道もかなり努力をしていると。

その次には、では収益をどういうふうにして上げていくかというところで、料金設定についても、J R 東日本でも今回上げるという報道がされていますが、三陸鉄道でもそれができないかという部分と、あとこちらのほうに人を引っ張ってくる手だてとして、観光であるとか、インバウンドであるとか、こういったのをどういうふうにして P R し、やっていくかというところも、全沿線市町村と協力してやりましょうというところで、経営改善計画、今進めておりまして、こういったのが多分そのうちまとまってきます。それについては、我々も入って、意見をいろいろ言わせていただいていますので、引き続きこれは進めてまいりたいと思っております。

○委員長（畠山昌典君） 1 番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 再投資が必要になってくるのだらうなと思うのですが、

設の老朽化、設備の老朽化等です。各沿岸自治体ですとか、県もそうですけれども、例えば再生可能エネルギーをどうやって活用していくのかといったようなことを皆さん取り組んでいる中で、例えば大船渡線のようにバスにしてしまっ、再投資した分というのを設備投資に替えて、再生可能エネルギーで地域循環するものを原資として運用するとか、そのエネルギーを活用して路線を運行するとか、細切れに考えたらどうなのどうか、まとめて考えたらどうなのだというような、既存の地方路線をどうするかという枠組み以外のことも検討されたほうがいいのではないかなというふうに思いますので、人を呼んできて黒字化するというのが現実的なのか、それぞれの自治体の状況に合わせて個別に考えたときにどういう結論が出るのかというのは、またちょっと違う話なのかなというふうに思うので、多角的に取り組んで検討していただければなというふうに思います。意見です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

2 款 1 項が終了し、2 項に入る前に、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。ここには、株式会社岩泉きのこ産業、株式会社岩泉総合観光も含まれます。質疑はありませんか。

12 番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） ホールディングスについてお伺いしますが、盛岡に出店した m o n a k a の V i T O × I W A I Z U M I ですか、あれは当初拝見するに、非常に何か順調というか、そういうことが報道されたのですが、その後全然分からないので、その後のいわゆる推移というか、実績はどのようになっているのかお伺いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 三上総括室長。

○政策推進課総括室長（三上 薫君） お答えいたします。

今年の新聞報道で、まず当初の調子としてはそのとおり、当初の予定見込みより非常に好調であるということでございました。その後につきましても、若干夏場のピークよりは落ち着いたものの、休日はいまだにお客様が並んでいただける、そのような状況で

あると伺っております。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑を終わります。

では、席替えをお願いします。

2 項徴税費、質疑はありますか。16ページから17ページです。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

3 項戸籍住民基本台帳費、質疑はありますか。17ページから18ページです。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

4 項選挙費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

5 項統計調査費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

それでは、6 項監査委員費、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

3 款 1 項に入ります。ここで新規事業の説明を求めます。

佐藤町民課長、どうぞ。

○町民課長（佐藤哲也君） それでは、新規事業、福祉灯油特別助成事業についてご説明を申し上げます。

新規事業等概要説明資料、こちらのほうを御覧ください。事業の目的でございますが、灯油価格の高騰による家計負担の軽減を図るため、低所得の高齢者世帯、障害者世帯、独り親世帯及び生活保護法による被保護世帯に対し、暖房費の一部を助成するというも

のでございます。

事業の内容でございますが、対象世帯につきましては、住民基本台帳に記録されている世帯のうち、申請日現在において次のいずれかに該当する世帯、ただし施設または病院等に入院等されている世帯については除くというところでございます。そして、世帯全員の令和6年度住民税が非課税であることという条件がつきます。そして、令和7年3月31日までに65歳以上に達する高齢者のみの世帯であること、または重度心身障害者の世帯であること、独り親の世帯であること、生活保護の世帯であることというような対象条件となってまいります。

助成額につきましては、1世帯当たりが1万円、ただし生活保護世帯は8,000円というものでございます。

事業費予定額としましては、1,120万円、1万円掛ける1,000世帯、生保世帯は150世帯というふうな見積りとしております。

助成スケジュールとしましては、1月号の広報で周知、申請書を配布し、1月6日からの申請受付、町民課窓口及び各支所においてと、または郵送も受け付けるという形で、1月下旬から申請書を確認しまして、順次支給のほうを開始していきたいというものでございます。受付期間、最終は2月14日、金曜日を予定しております。

特記事項としましては、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業、これは県の補助金になりますけれども、こちらのほう、補助基準額を1世帯当たり7,000円、補助率2分の1として受けながらの事業という予定となっております。

以上で新規事業概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（畠山昌典君） 説明が終わりました。

3款1項社会福祉費、質疑はありませんか。21ページから23ページ。

7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 福祉灯油の助成に関してですが、対象の世帯が約1,150世帯となっています。これがプッシュ式の形にはならないものでしょうか。全ての人が手続するというような形にはならないように感じる点があるのですが、プッシュ式を検討したかどうか分からないのですが、これができないところはなぜできないのか、そのところをお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 今回の福祉灯油の事業につきましては、プッシュ式とすることは、時間の関係もあってできないものでありました。国等が行う経済対策等のいろいろな様々な給付におきましては、ああいう内容については、国のほうであらかじめ実施するに当たって、我々市町村のほうにもプッシュ式で行うということで、国同士の調整を取った上で内容が示されて、我々もそれに従ってプッシュ式ができるという内容なのですが、今回の福祉灯油は、これ毎年やっているものではございますが、県が主体となって県の事業と、県の補助内容を見ながら私たちも進めるわけですが、プッシュ式を行うのであれば、それぞれの市町村で国に対して手続を取ってから行うというのがこの内容になってまいります。これをプッシュ式で行おうとすると、デジタル庁のほうに対して手続を取った上で、承諾を得て、了解を得て、それからプッシュ式という形が取れるのですが、今回この時期に、冬場のこういう灯油価格の高騰に対応を早くしたいということになってきますと、手続を、プッシュ式ということ、国とのやり取りを行っている、と、早急な対応はどうしてもなかなか難しいと。これは、申請する皆様のほうにはご負担をかける形になるのですが、そういう事務的な流れというのがありますし、時間的な制約がある中で、早くという形でやむなく今回は、今回もですけれども、灯油に関してはプッシュ式という形が取れないという状況にございます。

○委員長（畠山昌典君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） そうすると、今回初めてというわけではないのですが、申請をしていない、そういうふうな世帯は分かるわけなのですが、そういうふうな世帯に対して声かけとか、そういうふうなことはこれまでもやってきたのですか。すごく大事なところだと思うのですが、その点は今回含めてどうなのでしょう。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 今回の対象者の部分になってまいりますと、あらかじめ生活保護の世帯ですとか、こちらのほうである程度確認できる部分もありますが、1つのところに、医療機関なり施設のほうに入所している方については除くというようなこともございます。しかしながら、そういった方々が3月31日までに退院して来たりしますと、そこで退院されているので、申請を受ける権利も発生するというようなこともございま

す。ある程度大枠での対象者をつかめますので、昨年度においても約90%近い申請率にはなってくるのですが、申請をされていない方に対して、お一人お一人を捉えてという形はなかなか取れませんので、したがってこの申請式になってしまいますと、民生委員を通じて申請していないようだなということを促していただいたりですとか、役場から直接電話だけではなく、そういう対応をさせていただいたり、期間中繰り返し、繰り返し、申請をされていない方には申請期間中ですよというようなご案内をしながら、申請勧奨を進めるという形が現状でございます。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） ここで、65歳以上の独り暮らしがどんどん増えてくるような気がするのですが、他町村ではいろんな展開というか、サービスをやっているのですが、岩泉町で今度、買物の足が乏しい、お助け買物応援隊というのを発足したというのですが、どういう内容なのかお聞かせください。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） ここでご質問いただきましたけれども、高齢福祉の部分で、岩泉町社会福祉協議会のほうで今年度その事業を進めております。大川地区を対象としまして、社会福祉協議会が中心となって、町内の福祉団体と協力をしながら、町内の大通り商店街ですとか薬王堂、そういったお店のほうに希望される方をあらかじめ募集を取って、そしてこちらのほうに買物のための移動手段というか、車に乗せてきて、買物をして、戻っていただくというようなことを行っているというところでございます。お伺いしている内容ですと、そのような中で希望者は、コンスタントにやれていないのもあるのですが、今年度まだ1回か2回だと思えるのですけれども、5人の利用者があったということでございました。利用された方の感想というのも非常に好評であったと、出てきてたくさん買物をというのが、移動手段がなかなか難しいものですから、ないので、そういう買物支援というのが非常に好評であったという結果でございました。

社会福祉協議会としましては、いろいろやってみての改善も考えているようですし、必要というか、そういう町内の状況を踏まえて、将来的にはできる範囲で全町的にそれもやればなというところで今進めているようでございます。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） これからいろんな形で高齢者が増えてくると思うのですが、特にその買物だけでなく、防犯とか、いろんな課題も出てくると思うのです。例えば新たな支え合い必要になってくるような気がするのです。そこで、デマンドタクシーとも関連するのですが、特に買物、病院とか、そういうのにもこれを活用したいという住民も出てくると思いますので、ぜひこれは力を入れてやっていただきたいと思います。要望です。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 冬が来れば、毎年のようにこの事業がなされたような感じがするのですが、そこで該当する方々が果たして灯油ばかり希望しているのかと。中には、集落のほうに行けば、相変わらず以前からまきストーブを使っているわけだ。そこで、当町は、ご案内のように九十何%の山林原野があるわけだ。もう暖房といえば担当課を一本に絞って、どうなのだか、この企画なり、政策推進課では町の木を使った暖房もこの助成の中に加えるような企画会議がなかったのかどうか。私は非常に残念です。これだけの山林を持っていて、燃料に何かまきが使われるような、そういうことをすれば、いわゆる今の鳥獣被害の、山の管理ができれば対策にもなるし、そうしてたかが1万円ですが、それでも恐らく軽トラックの2台分ぐらいの量になると思うのですが、何とか石油ばかりでなくて、化学燃料や木炭のほうが環境にもいいように聞いているのです。ぜひ山を持った岩泉型の、暖房費の補助の中にまきを加えるというような方向性は考えられないのかどうかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 確かに委員からのご指摘のとおりだと思いますが、名前が福祉灯油助成とはなっていますが、実際のところは現金で1万円なり8,000円をお配りしての、低所得の世帯への支援というのがまずメインでございますので、必ず灯油を買えとかいうのではないのが実態でございますので。ですので、だから今度はまきを買えというのは言わなくて、あくまでも低所得世帯への支援ということでご理解いただければと思ってございます。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 担当課の気持ちは分かる。そうだけれども、頭からもうこれは

灯油券だと思っているのだ、利用するほうは。であれば、この中にまきも可能ですとか、何かちょっと入れてもらえば非常に助かるなど、そういう感じがしました。少しその周知の方法を考えていただきたい。そして、できるだけ豊富な木材をぜひ何とか利用していただくような方向も併せて考えていただきたいと、よろしくお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今のに関連しますが、今年も福祉灯油の事業をやるということなのですが、今出ました。今の答弁で、灯油というか、防寒に対する支援ですよね。生活に困っていることに支援というご答弁ですが、そうしますと、確認しますが、まきも対象になるということでの理解でよろしいですか。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 名称が、事業名が福祉灯油特別助成事業とはなっていますが、実際は冬場の燃料代がかかると。また、今高騰しているのも、実際のところはそこに現金で1万円なり、あと8,000円で給付をしますというものになっていまして、大変なところへの支援事業ということでご理解いただければと思います。ですので、以前福祉灯油ということで、灯油のチケットというのが初めはあったりもしたのですけれども、実際支援を受ける方々がやはり現金のほうがという声もあって、それで現金での支給になっていましたので、そういった根本といいますか、基にあるのはそういった冬場の低所得世帯への支援ということでご理解いただければと思ってございます。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 冬場の防寒対策と、困っているということで、まきもいいという理解でいいですか。もう一回、具体的に。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） まず、町のほうとすれば、現金のほうで支援していますので、使い道はそこで確認もしませんので、あなたはまきを買ったのですかとか、灯油を買ったのですかと確認はしませんので、そこは家計を助けるための支援ということでご理解いただければと思います。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 何でも防寒対策でいいということで。

対象者が非課税の3つの項目です。これは、県のほうでこれを、この仕組みというか、県のほうに対しての補助ですから、県がこのように決めたということに対して、町が2分の1の上乗せでやるということなのですが、それでやっぱりあれですか、今回はこれでいずれ決めてやるのでしょうかけれども、次のまた出る、毎年出るのかな、次の検討課題としてお話ししますが、この3つの事業、要は聞かれるのです。65歳ではない、ちょっと65歳までいかない若い1人いるのだよなど。そして、何で1人いるところには来ないと言われるのです。具体的に言います。いや、岩手県知事が決めたのだと私は言うのです。この3つの事業で、65歳以上でないと駄目だよと言うのですが、そうなのでしょけれども、例えば今回町は3,000円をプラスしてやっているのです、単独事業で。具体的にもう言います。それについては、もうちょっと足してやるとかで、例えばですよ、該当にならない非課税世帯、5,000円については単独でこれと別個に、7,000円のほかに別にしてしまえば、5,000円とか3,000円にプラスして、3,000円だと少ないですから、でやるとか、その仕組みは、やっぱり非課税で3つの対象を絞った、それ以外にもいるわけです。そのところはどのようにお考えですか。答弁していただければと思います。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

今回お願いをする事業に当たりましては、委員のお話があったように、県の補助金交付要綱、こちらのほうに明確に対象が限定されているものですから、それを基本として町のほうでも検討してきたというところでございます。内部の協議でも、いや、子育て世帯はどうなのであろうかと、若年層世帯においても、それはやはり低所得世帯も当然あるというようなこともございました。しかしながら、これは例年どおり、やはりこの福祉灯油に限っては、県の補助対象に対し、対象とするものを今年度は行おうというところで結論を得て、実施はしているところです。そういうようなご意見も踏まえれば、福祉灯油そのものの在り方に対して、やはり我々も岩泉町の状況を訴えながら、県のほうにも対象の拡充ですとか、そういうところをお願いできないのかなというところは申し上げていくことも必要なのかなというふうに考えます。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ご検討したということですが、今年はもうこれで押すので

しょうから、変更はできない、やるのでしょうから、次の、もしあったらの話ですが、低所得者の支援も含めて、総務課長も答えていましたが、いずれ現金でやるというふうなことの中で、町職員の面々の優秀な方々が検討する中にあっては、例えば今のような低所得者のやる中に、しからば子育てとか、広くするのはまた別な施策でやればいい話ですから、これに関係するやつで、非課税あるいは均等割までいくとか、あとは税金の申告の関係で、結構収入でも均等割の方もいますので、そういうことを考えれば、やっぱり今出た単独費は非課税の人に対しても、単独費の分はそっちで併せて県の事業以外にやれないかなと、やってはどうかと思うのです。それで、次がもしありましたら、ぜひご検討いただければと思います。

それで、この単独費を上乗せしている団体はどのぐらいいますか。全部やっているのですか、伺います。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 県内の市町村の実施状況としましては、そこら辺を踏まえた上で、本町においても1万円というところは見込んでいるところです。県の基準どおり、7,000円で実施する市町村も数市町村あるというふうな状況でございます。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今のご答弁で、その県内の状況を踏まえて、3,000円に対して1万円にしたということですか。ほかの自治体の状況を今聞いているわけですがけれども、お答えください。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

今回最終的な決定の金額というところの部分では、ちょっと資料を持ち合わせておりませんけれども、9月、この事業を進めるに当たって、どのような内容で進めるかという検討段階の部分におきましては、7,000円で実施ということで検討しておったのが北上市、陸前高田市、紫波町、田野畑村も7,000円で検討ですが、田野畑村は1万円という結果となっております。あと、野田村、九戸村においても8,000円という検討をされてきたようですけれども、最終的にそういったところがどうなったかというのはちょっと分かりかねております。そのほかは、おおむねが県の調査では1万円を実施すると、当時そ

のような報告を上げているという状況でございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩（午後 零時 0 0 分）

再開（午後 1 時 3 0 分）

○委員長（畠山昌典君） 休憩前に引き続き、条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は 12 人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査を再開します。23 ページをお開きください。3 款 2 項に入ります。ここで新規事業の説明を求めます。

三浦健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、事業の説明をさせていただきます。

事業名ですが、こども食堂活動支援事業でございます。実施主体は、岩泉町となります。

事業の目的でございます。目的は、子供が健やかに成長できる環境の整備を推進するため、食事の提供と併せて学習支援や体験活動等を行う団体等を支援し、官民共同で子育て環境の充実を図ることを目的といたします。

事業の内容でございます。食事の提供を含む子供の居場所づくり（勉強、遊びの体験等）を行う団体の活動に要する費用の一部を助成するものであります。

2 の対象者でございますが、町内でこども食堂を運営する団体でございます。

3 の補助対象経費及び上限額ですが、（1）としまして、活動費、食材購入費、保険料、広告宣伝費等で 15 万 2,000 円、（2）、備品購入 8 万円を見込んでおります。

4 の事業費でございますが、合計で 23 万 2,000 円となります。

特記事項でございます。特記事項といたしましては、補助事業のメニューでございます母子家庭等対策総合支援事業、補助率 3 分の 2 でございます。

一番下段に行きまして、事業費が 23 万 2,000 円に対しまして、補助対象事業費 23 万

2,000円、国庫補助といたしまして15万4,000円、一般財源が7万8,000円を見込む事業となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 説明が終わりました。

2項児童福祉費、質疑ありませんか。23ページ、24ページです。

9番、早川委員。

○委員（早川ケン子君） 取り上げて、大変ありがとうございます。これからの地区は、高齢者がたくさんいるもので、子供たちとの交流の場にもしたいなと思って考えておりました。それで、地域の活動の場としても広げていけるように、今こども食堂を運営している方たちのことを広報の片隅にでも載つけていただいて、こういう活動があるよということを皆さんにお知らせしていただきたいと思います。それで、百歳体操も、最初は数少ない地区でやっていましたけれども、今はたくさん仲間が出ております。長い目で見て、行く行くはそういう形で地区にお年寄り子供たちの交流の場をつくっていただければいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今委員ご提言のとおりでございまして、これからは社会、人口が減る中で、当地域は大変厳しい状況になってくるのかなと想定もされるところでございまして。今委員のご提言のような地域間の交流、あるいは子供に限定せず、高齢者と子供たちの交流の場というのは、大変これからは重要になってくるのだと考えておりますので、こども食堂もしかり、百歳体操等、高齢者の集まりというのも、今後より町民の中で情報共有や周知していただいて、もっともっと町民の方にも参加いただけるような事業として、あるいは啓発等も行いながら、さらにバージョンアップしてよりよい事業にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

こども食堂の部分につきましても、ぴーちゃんねつとを通じたり、広報等も通じて周知はしているところではございますし、広報掲載等もさせていただいているのですが、なかなか、もしまだ周知が足りないようであれば、ちょっともう一工夫しながら、こういった事業をやっているのだ、取り組んでいるのだよというところを併せて周知してい

きたいと思います。大変ありがとうございます。

○委員長（畠山昌典君） 9番、早川委員。

○委員（早川ケン子君） 大変ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。
終わります。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） では、関連しますが、この予算ですと、見込まれる団体とか、それから回数、場所なんかが特定されていれば、お願いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 中野総括室長。

○健康推進課総括室長（中野慎也君） お答えいたします。

まず、団体ですけれども、町内の任意団体であります町おこし有志の会という団体が、現在町民会館を主会場として、時にはさくらほうむを使ったりするのですが、こちらで毎月開催を行っておりまして、直近では12月15日に第12回目を予定しているところでございます。

それから、町おこし有志の会ですけれども、昨年10月に初めて当町に申入れがありまして、このような子供と高齢者が世代間で交流できるような活動を考えているのだという事で、地域おこし協力隊の方が中心となって今行っておりまして、そのほかに町民ボランティアの方にも手伝ってもらって運営をしているところでございます。その運営に当たっては、県のネットワーク団体がありまして、このネットワーク団体を通じて様々な食料支援をいただいているところでございます。その中で、今回事業費として上げている23万2,000円の内訳ですけれども、ここにあるとおり、活動費としては15万2,000円なのですが、12月から来年3月までの年4回分を今回は見込んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 全国的にこども食堂も認知されてきていたのですが、当町でもいよいよやるということで、そこでせっかくの機会ですから、現在やられている放課後児童クラブ、これとの併設というか、併用というか、一緒にやってもらえれば、非常に

年代の層も幅広くて、何か充実した活動になるかと思うのですが、そういう方向性というのとは考えられないのかどうかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今委員ご提案の放課後児童クラブと併設というか、同時開催というふうなお話でございますが、こども食堂的な部分は、どうしても民間主体といいますか、NPO主体というところもございます。あと、やはり食事の提供が今のところ主目的という団体が多いということで、現実的、物理的に考えますと、今の当町の放課後児童クラブの場所での同時開催というのは、現状を考えれば若干厳しいかなと思っておりますし、全国でも放課後児童クラブとこども食堂の併用というふうなケースは、まだあまり例はないのかなと認識しておりましたので、ちょっとそういったご意見も踏まえながら、可能であれば、今のご提言もかなり有用な方法かなとは思いますので、今後勉強をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

次に、4款1項保健衛生費、24ページから26ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

席替えをお願いします。

5款1項農業費、26ページ、27ページです。質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 農業振興です。前段でも触れましたが、ホールディングスの乳業の乳製品が非常にm o n a k aでも好評を得ていると。話を聞けば、非常にまだまだ先行きが広がっていくような、余裕があるような感じがしております。ただ一方では、ご案内のように、この間も少ない株主になりましたが、今生産者も15件を切ったのかな、そういう少ない中で、そして株も岩泉町からいえば本当に少ないわけですが、ただ現場

で牛乳を生産している株主、酪農家の皆さんからいわせれば、やっぱりこのままでは原料が続かないのではないかと、町産の場合。今のうちに何とか現状維持で頑張ってもらように、町のほうに話をしてくれないかということで、同僚議員も町のほうに、いわゆる搾乳牧場のような形で乳量の維持、それに向けて何か取組をしてくれというお願いはしているのですが、なかなか思うようにまだ方向性が示されていない中で、今農業委員会でも地域計画というので、それぞれの集落、農業者の方々の地図を作って、将来5年なり10年先の農地の利用等も今集大成をしているわけですが、その中でも10年は非常に長い、今の生産者の年齢から見て。これから5年後が一つの端境期になるというのは、増えるのではなくて、恐らく生産者が減ると。その中で、いかにして原料を確保するか。

ご案内のように、乳牛は子牛を産むまでに2年かかるわけで、にわかには牛乳はできないわけで、今のうちから何とか原料の確保対策をしてくれというような話があるのですが、そこで何もクラスター事業とか、100頭規模の搾乳牛舎の建設ではなくて、言ってみれば大牛内地区は時に酪農地帯でもあったのですが、残念ながら途中で廃業して、ただ牛舎は少し手をかければまだまだ使われるような牛舎が何戸か見られるわけ。やはりそのところをうまく活用して、30頭なり、何十頭なり、今のうちから計画的に乳量を減らさないような体制をつくっていくのが、これからの酪農振興なり、ホールディングスの今後にかかっていると思うので、町が難しいようであれば、町も相当出資しているのですが、ホールディングスなり、農業振興公社あたりが出資して、そしてできれば何かいい制度設計、国のほうの事業等があればそれらを組み合わせ、いずれ待ったなしの状態にあると思うので、時の執行者は、担当課は本気になって今考える時期だと思うのですが、ひとつこれからの乳量の維持に向けての取組についてご見解をお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 現状の生乳生産量は、委員ご案内のとおり、当時に比べれば大分減ってきておりまして、ホールディングスで使っている生乳の全てを賄えない状況には現在なっております。我々、農林水産課といたしましては、今の生産量、頭数も含めてですけれども、当然現状維持というのはこれからは堅持していきたいという考えではございます。5年後に先行きが見えないというのは、現状の情勢等も鑑みればそのとおり、おっしゃるとおりかなというふうにも認識しております。

それに対して、私たちが何ができるかということになりますけれども、やはり酪農を経営しているのは経営者の皆さんです。その経営者の皆さんに対して、お金を支援すれば全てが完了するのではなくて、そういったものに含めて関係機関、農協を含めた指導機関等でいろんな生産の支援、あとは装置の更新の手助け、そういったものができていけばいいのかなというふうには今は考えてございます。大きなハード事業等々、すぐ導入できるものでもございませんし、ただそれとって、ただ手をこまねいていれば、生産者の皆さんは生産のほうを諦めてしまう場合もあるかもしれませんので、生産者とは話を多く持っていきたいと思ひますし、できる支援というのも一人一人から出てくる意見、一人一人からいただけるお話等々、今の町として、あとはいろんな関係団体を含んだ全体として何ができるかというのは当然真剣に我々も考えていきたいと思ひますし、農家の皆さんにも今後も継続した支援、経営ができるようにそういった支援等を考えていきたいと考えてございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

5 款 1 項が終了し、2 項に入る前に、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告についての質疑を終わります。

2 項林業費に入ります。ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、新規事業等概要の 4 ページを御覧ください。

5 款 2 項 2 目、事業名は、木材製材加工施設等整備支援事業でございます。事業実施主体は、岩泉町です。

事業の目的は、林業の川上から川中、川下が連携し、地域内の持続的な生産、流通体制を維持していくため、木材製材加工施設の整備を支援し、木材生産量と作業効率の向上、省エネルギー化を図り、安定的な町産材等の供給体制をつくっていくものでござい

ます。

事業内容ですが、対象者は、町内の木材製材加工事業者である清水畑商事有限会社となります。

補助対象施設は、木材乾燥設備です。

支援の内容は、対象者が申請し、交付の決定を受けた国の省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業のうち、補助対象経費の自己負担額3分の1以内を補助するものです。

事業費の内訳ですが、国の補助金が補助対象経費1,543万1,000円の2分の1、771万5,000円、町の補助金として自己負担額となる771万5,000円の3分の1で257万1,000円を予定してございます。

財源の内訳ですが、事業費257万1,000円の全額、森林環境譲与税となります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 説明が終わりました。

2項林業費、質疑はありませんか。

2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） ただいま新規事業の説明をいただきましたが、これの乾燥庫の容量とといいますか、大きさはどれくらいなのか、説明をお願いいたします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山林業水産室長。

○委員長（畠山昌典君） 畠山室長、どうぞ。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

今回整備する設備でございますが、木材乾燥設備ということで、寸法的には約6メートル掛ける2.5メートルの、高さが同じく2.5メートルという、大体になりますけれども、この程度の大きさの乾燥設備、コンテナ型の木材を入れて乾燥させる設備ということになります。こちらのほうが、木材の加工能力とといいますか、乾燥できる能力としましては、1回当たり10立方メートル、これの能力ということになります。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） ありがとうございます。これで町産材の供給体制が非常に協力的

にできるのではないかなと思ってございます。それによって、木材振興あるいは林業振興につながると思いますので、私、個人的には非常にいい事業だなと思っております。そしてまた、当町における木材関係団体にこれでほとんど事業がついて、補助事業、支援事業がついて、木材振興につながっているのではないかなと思ってございますので、今後ともいろんな面でよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 私も、この加工施設ですが、これは1つの木材業者ということですが、これを立ち上げるに当たって、これができたことによって施工業者というか、工務店さんとか、そういう人たちも結構活用されると思うのですが、この組合をつくっていった、この計算でいくと、1社が500万円相当の持ち出しをして設備をすることになるので、大変な持ち出しかなと思ったりもするのですけれども、そういった話合いの経過はなかったかどうか、いかがですか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山林業水産室長。

○委員長（畠山昌典君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

こちらの整備の数年前から、森林環境譲与税を活用した事業の検討ということで、林業関係の素材生産の方々、それから加工の方々、実際に使う工務店さん方とか、幅広くご意見をいただきまして、その中で木材加工の部分に関しても整備事業費がかさむということで、大きな負担が発生するという事で支援の要望がその当時からなされていたものであります。この製材に関しましては、町内産の木材を製材して、加工して、出荷している事業者が清水畑商事さん、基本的には1社ということに今なっております。したがって、1社で整備しなければならないという状況になっております。

この部分に関しては、多額の負担が発生する今回の整備ではございますけれども、自ら国庫補助事業を探しまして、活用できそうなものということで、これは直接の補助になりますけれども、国の省エネ関係の事業を使っているということになります。この省エネの中身というところが非常に削減効果が大きいということで、ランニングコストが削減できるということでございまして、ランニングコストの削減できる分を自己負担に

充てるような形で整備が可能という見通しを立てた上で、この整備に進んでまいったということでございます。これは、農林水産課のほうでも事前にいろいろ相談という部分は受けているものでございまして、その内容を把握した中で、この支援が必要であろうというような判断に至ったという、そういう経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） もう少し教えていただきたいのですが、1回当たり10立米の木材をやった場合に、何日かけてこれが乾燥材になるというのはいかがですか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山室長。

○委員長（畠山昌典君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

既存の設備では、温度を上げまして、乾燥をかけてから、あと送風状態で最後仕上げるところまで、トータルで5日程度要していたものが、新しいものと今3日程度で乾燥が可能というようなことで、試験等も行った上でそのような試算をしているというふうに伺っておりまして、木材の種類とか、そういった含水率の状況、時期等にもよると思うのですが、2日で仕上げられるのではないかというような、そういう見通しも立っているということでございますので、そうでなくとも3日あれば、新しいものであれば乾燥が済むということで、非常に大きなランニングコストの削減効果が見込まれているということになります。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） いずれ木材も生き物なために、10日かかってゆっくり乾燥したいところを2日なり3日となると、よれとか、それからまた元に戻ったりということになります。ですので、3日かけて乾燥したのを放置した場合に、その後も乾燥の状態で保存できるのかどうかというのは検証済みかどうかお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

今回の設備は、既存の灯油ボイラーで温度を上げるものとは異なりまして、電気を使

うことになりますけれども、遠赤外線で温度を上げる部分と、あと遠赤外線によって木材の中の水分が振動して、それで蒸発していく、木材が乾燥するという、そういう原理のものでございます。したがって、試験等も当然行っているわけですが、遠赤外線の中までしっかり水分が振動によって抜けていく、蒸発していくということで、均一に乾燥が進むというような、そういう成果が出ているものです。これは、今回のものは、オーダーメイド型という国の事業メニューのものというふうに聞いておりますけれども、実際にこの技術を使った木材乾燥の設備というのは他のメーカーさんでもあるということで、新しいような種類のものではありますけれども、既に実証化というか、実業化されているようなものでございまして、能力という部分には特に問題がないということは確認ということをさせていただいております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、先ほどの町産材ですが、何立米ぐらいの町産材の今回の活用が年間的に見込まれるかというのは試算ができていますか、お願いします。

○委員長（畠山昌典君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

今回の申請書のほう、会社のほうで作成しているものを提供していただいておりますけれども、ヒアリングといたしますが、状況も聞き取りはしているところでございますけれども、これまでの乾燥というのが大体月に2回ぐらい乾燥機を動かしていたということで、2回から、多い場合で3回という状況で聞いておりまして、実績として28回、年間で稼働させていたということでございます。この28回掛ける、1回当たりの入れる量というのは、当然毎回最大量ではないかと思っておりますけれども、計算上、10立方掛ける28回、280立方というところが最大の年間の加工量ということで、これまでの実績を基にその程度を最大量ということで見込んでいるという申請内容ということで確認しております。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

次に、3項水産業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

席替えをお願いします。

6款1項商工費、29ページから31ページです。質疑はありませんか。

6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 4目の17節備品購入費で電動キックボード購入とあるのですが、これは誰が使うのでしょうか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 西間観光交流室長。

○委員長（畠山昌典君） 西間室長。

○観光交流室長（西間太輝君） お答えいたします。

電動キックボードにつきましては、こちら観光庁の補助金のほうを活用しております。主にインバウンド対策に当たる補助金を活用しております。内容といたしましては、まず主にふれあいランドの中の周遊、こちらに来ていただいたお客様に周遊していただく部分に活用する分と、それから道の駅いわずみと一帯に周遊していただきたいというところもございますので、そちらに行っていただく部分に活用していただきたいと考えておりました。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 基本的には車道しか使えないのではなかったかなと思いつつ、あとヘルメットというのが任意だったかなと思ってはいましたし、何台を大体想定しているのかなという、ピンキリあるようなので、車道ということになると、道の駅から外にも出ている可能性もあるし、それが大丈夫、安全なことは担保をちゃんとできるのかなとか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（畠山昌典君） 西間室長。

○観光交流室長（西間太輝君） お答えいたします。

電動キックボードは、大きく分けて2つ種類ございまして、原付バイクと同じ種類でヘルメットが着用義務化されているものと、それから速度が20キロ以下になりまして特

定小型原付という種類になっておるものがございます、今回購入するものは特定小型原付の電動キックボードになります。中身といたしましては、年齢制限16歳以上になりますけれども、免許は不要となっております、ヘルメットの着用は任意となっております。自賠責保険とナンバープレートは、必須となっております。車道のほうも走れますけれども、そのほかに自転車走行レーンや歩道も一定条件付で走れるように、2023年の7月の1日から法改正されておまして、そちらに適用した電動キックボードのほうを4台購入予定と考えております。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 同じく4目の工事請負費に3,300万円ほど増額になっておりますが、この内容についてお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 西間室長、どうぞ。

○観光交流室長（西間太輝君） お答えいたします。

工事の概要でございましたが、先ほど申し上げましたとおり、観光庁の補助事業を2種類使っております、歳入の8ページ、14款2項7目にございます地域における受入環境整備促進事業補助金と観光振興事業費の補助金の2種類を使っております。地域における受入環境整備促進事業補助金ですけれども、こちらにつきましては主に自然環境に配慮した工事等に対応したものに補助する事業になっておりまして、こちらの工事につきましては自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備などに充てる予定になっておりまして、電気牧柵の整備、大体2キロくらいを整備する予定です。そのほかに、遊歩道、こちらを大体1,300メートルほど整備する予定になってございます。そのほかに、景観に配慮した工作物の整備ということで、上のほうに受水槽ございますが、今むき出しになっておりまして、周辺の環境に調和したフェンスのほうを設置する工事に充てる予定になってございます。そのほかに、センターハウスの部分から新設されるグランピング施設までの通路なのですけれども、こちらについて足元照明の設置を予定しております。こちらにつきましても、動物の生態系の保全に配慮しました照明を60基設置する予定で考えてございます。こちらが1つ目の補助金でございます。

続きまして、観光振興事業費の補助金に対応した工事でございますけれども、こちら

につきましては、先ほど申し上げたとおり、インバウンド対策にも通ずるものに対して補助をいただいているものでございまして、まずプロジェクションマッピングのスポットの整備の工事を考えております。こちらにつきましては、屋外広場、今ございますけれども、そちらにプロジェクションマッピングのスポットを設置しまして、夜間の周遊を促進するために整備するものでございます。そのほかに、老朽化した屋外広場、こちらにつきましても、階段の修繕や、それから噴水広場、こちらも改修を行う予定でございます。そのほかに、インバウンド対策といたしまして、多言語案内、こちらのほうが必要になってまいりますので、英語のほかに中国語などにも対応しました観光施設の案内標識、案内看板の設置のほうに対する工事費について措置しております。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） いろんな行使があるようですが、その中で1つ、電気牧柵が、例えば熊であり、鹿でありというふうなことで、この園地の中に侵入がそれをもって防げるのかどうかというのを確認させてください。

○委員長（畠山昌典君） 西間室長。

○観光交流室長（西間太輝君） お答えいたします。

電気牧柵につきましては、補助のメニューもございまして、工事業者さんとちょっと打合せをしたところでしたけれども、延長を長く取りまして、ふれあいらんの周辺、かなり長い距離を電気牧柵で囲う予定でございます。1周ではなくて、2周分、電気牧柵を回す予定でして、それによって野生動物の侵入を防げればというところと、それからあと遊歩道の整備も併せて緩衝地帯になればなというところで整備を計画しておったところでございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

席替えをお願いします。

7款1項土木管理費、質疑はありませんか。31ページ、32ページです。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

2 項道路橋梁費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

5 項住宅費、33ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えをお願いします。

8 款 1 項消防費、質疑はありませんか。

7 番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 消防演習の放水訓練の場所についてですが、土木センターと現地で情報の共有、課題の共有をやっているようですが、その進行具合はどんなものだったか。

○委員長（畠山昌典君） 山崎消防防災課長。

○消防防災課長（山崎幸助君） お答えいたします。

土木センターとの現地確認を今月中にということで予定しておりまして、担当課員と一緒に河川敷のほうを調査する予定でございましたが、河川の工事が若干遅れているということで、今月中にはできないのではないかとということで、少し時期をずらして、1 月になるか、工事の進捗状況を見て、ちょっと時間かかりますけれども、改めてもう一度調査をする予定でございます。

○委員長（畠山昌典君） 7 番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） これからということですが、土木センターの副所長と説明して話をしたときに、やりましたよという話があったのですが、何回かやっているのかな。その点は。

○委員長（畠山昌典君） 山崎課長、どうぞ。

○消防防災課長（山崎幸助君） この件につきましては、土木センターの所長さんと共通の認識を持っておりまして、進める方向で、工事の進捗状況に合わせて取付道路をある程度造る方向でいきたいと思いますということでお互い確認し合っておりますので、計画どお

りに進めていきたいと思います。

○委員長（畠山昌典君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 進んでいるようなので、これからもしっかりとお願いいたします。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） ここでお聞きします。これは5目か、災害対策ということで項目あるわけですが、いろいろ災害、特に我々のは津波の関係なのですけれども、避難所等も立派に造っていただきました。やっぱり今もう一度考え直すべきなのは、地震と言ったら、情報を取るより高いところに逃げると。これが、教えが今は少し薄れてきているのです、情報が今はすごく出回るものですから。ということで、私も議員の関係で、いろんな情報をメールでいただくことがいっぱいあります。本当に我々としては、特に我々の地域も高齢者が増えたものですから、高齢者の確認というようなことが最優先されるものですから、取りあえず私が逃げるよりかも、やはり高齢者の人たちを回って歩こうと私は今考えております。ですから、言ったら、すぐ軽トラでも何でも、人を複数乗せられる方を避難所のほうに誘導しようと思っております。

あとは、大体何ぼ早くても、三陸沖であっても、昔からの教えだと、25分ぐらいは余裕があるのではないかなとこっちは考えておりますので、あと3.11の場合は30分以上あったのです、あれは。ここから私は行って、向こうのほうで避難している人を軽トラに乗り換えて、そして誘導して避難所のほうにも行った、そういう余裕もありました。ですから、第1回目に我々は急いで避難誘導しておりますので、あんまりメールが多くて確認は、私は終わるまではある程度、一切応答はしないでいようと思っておりますので、取りあえず、所長さん等をはじめ、何かあったら、言ったら避難して、それで情報を得るというような教えをお願いしたいと思います。

あとは、消防士さんのほうとは関係ありませんが、小本のお寺さんのところの八幡宮に行く道路を、危機管理課長さんのときに私はお願いしているのですけれども、今まだ全然設計が出たのかどうか分かりませんが、そこら辺を少しでも、今のあれは遅いと思うのですが、私も議員生命あまり長くないと思いますので、そこら辺をしつこく

聞いて、何とか私が任期中にでもいい答えをいただきたいと思いますので、今2つのことを答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（畠山昌典君） それでは、佐々木危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） まず、委員おっしゃるとおり、大きい地震が来たらば、まず津波が来ることを考えろというふうに小本地区の皆さんには周知、そして地域の皆さんもそのように考えて行動をしていただけるものと思っておりますし、この間も津波避難訓練ではたくさんの方の参加をいただいたところです。確かに津波避難の機運が薄まっているかもしれませんが、これは私たち町もそうですし、小本の自主防の皆さんの活動も含めて、この機運は薄めてはいけないと考えております。

そういった中で、今年度、小本の自主防組織では新たな取組としまして、防災士部会というものを設けまして取り組んでいらっしゃいます。この間の訓練でも、その防災士の方たちが学校に行きまして、子供たち、生徒さんたちに指導していただいたところがあります。これにつきましても、引き続き町民の皆さん、特に小本地区の皆さんには、津波があった場合には高台にすぐ逃げるというところは徹底していききたいと思いますし、今後も様々な場面でこういった周知活動を進めてまいりたいと思います。

次に、避難路、小本のお寺に対して右側の避難路のことだと思うのですが、これにつきましては町のローリングの中の土台に入りましたので、来年度とはいきませんが、ここ数年のうちに整備をしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 避難のことは、まずよろしくお願いします。

今避難路の計画で、ここ数年ということなのですが、何とかもっと早く教えていただきたい。というのは、やはりいつ来るか分からないということなものですから、あそこは津波の避難と、あとは雨のたび、台風の何かの災害をほとんど毎年と言ってもいいくらい受けているものですから、あの水路の右側、左側に少しでもU字溝というのは、そういうのを設置すれば、そんなに金もかからないのではないかなと思いますので、もう一回ご答弁をお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） そのとおりでございまして、今年に入りまして、私も土地の所有者の方、お寺の住職のところに参加しまして、この工事は必ずやらせていただきますということでお話をしましたり、意見交換をしました。その際に、その用地につきましては、無償提供していただけるというようなお話もいただいておりますので、これは順調に進むものと思っております。ネックになっている部分は、特定財源、財源が必要だと。本当に数千万で、数百万でできそうな道路ではあるのですが、その距離も100メートル以上あったりしますので、これは財源を確保した後に整備をしていきたいと考えておりますので、ここ二、三年の間には完成を目指したいと思っております。

○委員長（畠山昌典君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 2回目よりか、二、三年、1年、また増えたのです。一、二年というのが二、三年になったものですから、これはもう一回やると今度は5年ぐらい。ですから、今の答弁は撤回していただいて、何とか皆さんも、このようにすばらしい人たちが聞いておりますので、そこら辺は課長会議でも、ちょっと何回も言うと、あの人はうるさい男だということを認識していただいて、特にもナンバーでしゃべると、10番はちょっとしつこい男ですから、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えをお願いいたします。

9款1項教育総務費、質疑はありませんか。34ページから36ページまでになります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

2項小学校費、質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 春先ですか、例の大谷翔平選手からグローブが小学校に送られてきたのですが、それで野球シーズンも終わったのですが、シーズンを通して見て、あの寄贈されたグローブをもって、それぞれの小学校でどのような利用のされ方というか、

活用されたのか、所感をお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） お答えします。

大分休み時間、子供たちが、人気ですので、そのグローブを借りてやって、汚してはいますが、汚れるのも当たり前、そして少し手入れをしながら大切に使っているようです。何校か見てきたのですが、その中でもほとんどうまく使われて、ただ左のグローブが1つあって、左利きの子がいない学校があって、このグローブはあまり子供が使っていないくて、先生が使っていますというところも1つありましたが、おおむねきちんと使われて、大谷翔平さんの狙いどおり、子供たちが本当に野球に親しんでいるような感じですか。それで、面白いのは、小学校の野球人口というか、野球をやる子供たちがやっぱり増えているのです。そういう意味で、やっぱり大谷効果はあるのではないかなと思って私は見ておりますし、各学校の校長先生たちもそういう話をしてくださっております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

3 項中学校費、質疑はありませんか。

8 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 中学校費の教育振興費で、消耗品がこの時期に680万円ということになれば、何か特目があるのではないかと思います。お知らせをお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） お答えいたします。

小中学生で使う教科書、こちらは4年に1回更新するというふうなことでございまして、中学校費ですので、来年度から、令和7年度から10年度までの4年間使う教科書、あとその指導書等を今年度宮古地区の採択協議会のほうで選定しましたので、今回予算を計上しまして、今年度内に来年度から使う教師用の教科書、指導書を購入したいということで計上しております。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

4 項社会教育費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

5 項保健体育費、質疑ありませんか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで、学校給食費、食材の高騰が著しいわけですが、給食の提供に影響は及ぼしていないのかお伺いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） お答えいたします。

給食費の物価高に伴う影響ということで、実はこちらのほうは本当、主食のお米、そしていろんな副菜等々でやはり物価が上がっておるということで、苦慮しているというのが実態です。ただし、今年度から給食費のほうは無償化ということでやっておりますが、それ以前からの物価高分の単価も見込みながら、ある程度給食費の調理献立、購入品目等は選定しながら、何とか予算の範囲内でやっておるということで、今年度については何とかめどはつくかなというふうに思っております。

ただし、今後の状況としまして、新聞紙上で米がもう1.5倍相当ということで、実は現在も農協さんと町産材の供給に当たって、これまでの単価でも1.5倍相当ということも言われておりますし、牛乳のほうも来年度は上がるということも言われておりますので、こちらもうやはりそういうのを加味しながら、我々も努力する分は努力しながら、今の現状は中学生は340円で提供しておりますけれども、その中でやれるかどうか今後庁内の議論を重ねながら、安心、安全な給食のほうは提供してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

続いて、10款3 項公共土木施設災害復旧費、質疑はありませんか。

10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 3項の2目ですが、河川災害の関係なのですが、補正予算で3億4,100万円取っているわけなのですが、これは今年度中に今年度予算は使い切りますか。まだまだ河川の工事はかかるのか。答弁をお願いします。

○地域整備課長（日吉 理君） 中村総括室長から。

○委員長（畠山昌典君） 中村総括室長。

○地域整備課総括室長（中村 芳君） こちらの計上しております3億4,100万円ですけれども、今年のお盆の大雨に対する災害復旧工事費でございまして、こちらは今回補正予算に計上させていただいて、繰越予算として来年春頃には工事発注しまして、令和7年度中に完成を目指していく工事と考えてございます。

○委員長（畠山昌典君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） これで、昔は工事をする場合に、川を汚す予算というのはほとんどつかなかったのです。今は、ある程度、少しでもついているのかなと私は思います。というのは、工事する人たちが汚さないようにしますからとか、いろいろな設備をして汚さないような方策をしますからというお願いに來ます。ただ、皆さんもご存じのとおり、仕事が忙しくて見ていない人もあるかもしれませんが、岩泉の工事、このちょうど、あれは前の駅から橋の下の工事ですね、すごい濁りなのです。あれ特殊な濁りです、ネズミっぽい。普通の工事であれば、土色のあれなのですけれども、茶色の濁りですが、あれはかなり生態系に影響しているのかなと私は思います。というのは、最後には、やはり海のほうにも行きます。大きいのは行きませんが、粒子のこまいのが行くのです。ということで、どのような考えで工事の指令をしているのか、ご答弁をお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 我々のほう、通常の河川事業はあんまり行っておりませんで、河川は、大概は災害復旧工事というふうなものが我々管理する河川になっております。県のほうの河川のことになりますので、我々が直接監督する立場にはないのですが、ただ県のほうの考え方とすれば、漁期とか、その辺は特に慎重に業者さんのほうに工事のほうはお願いしたり、あとは水濁防止ということで、いろいろせき止めるダムを

何か所か下流側に造りながらとかと、いろいろな工夫はしているようですけれども、そうはいっても増水したときには、それもあるなしにかかわらず、上流から濁った水が来たりとか、様々あったり、あとは私もこれまでにないような色の感じかなというふうなところで見受けておりますけれども、あれも恐らく台風10号の後に、1回に増水したものが全て河口側に土砂が流れていくということではなくて、途中、途中で沈殿していったものが増水で巻き上げられて、また下流に行くというふうな、それを上流から繰り返して行って、最終的には川のほうに届いているような感じなのかなと思っておりますので、それが、10年たっておりませんが、まだ増水のたび、あとは工事のたびに発生しているかなと思っております。通常の、これまで雨が降れば茶色く濁ったような形が今までの私たちが経験している濁りかなと思っておりますけれども、そうではない濁りというのが今後どのぐらい続くのかなというのは、私もちょっと注意していかなければならないかなと思っております。

それで、我々のほうの今度の8月の豪雨で、台風で被災した部分に関しましては、基本的に河床を掘るといったものも、ブロック積みの工事で基礎の部分を掘削してというような格好で工事をするような格好になりますので、河床を全般的に掘削するというふうなことはございませんので、その辺は床堀をして、ある程度締切りをして、濁ったものは川のほうに直接出さないような水替えをしながらというふうなことで工事を進めたというふう考えております。

○委員長（畠山昌典君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 答弁は分かりました。というのはまず、県工事と町工事ということで、我々は工事もうダブって考えているものですから、管理のほうは、まずそれでも小本川というのはご存じのとおり、小本河川組合と小本川河川組合が2つあります。ですから、下流のほうであれば、ほとんどが下流であれば、我々のほうでも工事の業者の方が説明に来ます。あとは、小本の河川組合員との同意関係と、あとは漁協のほうの同意ということで説明も来ます。ですから、そこら辺をこれからやるときは、工事についても私はいろいろ言ったのです。こっちの上流であれば、川の両サイドがほとんど岩なのです。ですから、これは難しいのです。

それからあとは、下流のほうになれば、川幅が広くて、工事の部分は十分に余裕を持

って工事ができるような格好なのです。ということは、川の幅を広げて増水を防ぐということの工事をやっていないのです、どちらかというと。というのは、ある程度川の幅を広くしても、ほとりにもう建ててしまうのです。というか、土の真ん中に、本当は川寄りの土砂は流れていっても、これは何も問題がないと思います。自然のものにはそんなに影響はないのですけれども。

ただ、もう一つ言いたいのは、兩岸で幅を広く取った場合、川寄りの柳とか、木が生えているのです。あれが非常に災害を及ぼすのです。それで、前質問したときは、ここではないのですが、県のほうに言った場合は、あの木を切ってくれと言ったら、予算がないからということであしらわれました。今は、河川のほとりの木は切らなければならないという認識が少し植え付けられたものですから、そこら辺を川の木が育たないうち、伐採する予算も取って、これからは災害が起きないように対策をしなければならないと思います。

それからあと、今は木がなかなか、それこそ流通ができないものですから、雪なんかで折れたのも山に転がっています。昔は、ほとんどあれをいろんな材にしたのです。ストーブでやるとか、それこそいろいろやっているのですが、今皆さんも見えたとおり、倒れたまま山に転んでいる木が多いのです。そうすると、やはり台風なんかには遭った場合、流れて下流に来るとというのが災害のもとになるものですから、そこら辺も考えた対策をよろしくお願いします。これは、答弁は要りませんので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

11款1項公債費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで歳出の審査を終わります。

これから歳入に入ります。8ページをお開きください。14款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

15款県支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

16款財産収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

17款1項寄附金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

18款繰入金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

19款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

20款諸収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

21款町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで第2表、地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第7号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

換気のため、午後2時50分まで休憩いたします。

休憩（午後 2時39分）

再開（午後 2時50分）

○委員長（畠山昌典君） 休憩前に引き続き、条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第8号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（畠山昌典君） 議案第8号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第8号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定及び診療施設勘定において、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ったほか、保険給付費等、所要の整理を行ったものでございます。

初めに、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。10ページを御覧願います。10ページ、2款2項1目一般被保険者高額療養費、18節、高額療養費1,800万円を追加しており

ます。これは、1件当たりの高度医療が増加していることから、追加をお願いするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入でございますが、6ページにお戻り願います。6ページ、3款1項1目保険給付費等交付金で1,800万円を計上しております。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続きまして、診療施設勘定を歳出からご説明いたします。飛びまして、19ページを御覧願います。19ページ、1款1項1目一般管理費で合計18万8,000円を追加し、人件費の調整を行っております。

歳入ですが、18ページ、前のページにお戻り願います。4款1項1目繰越金で18万8,000円を計上し、財源調整を行っております。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に事業勘定を歳出から款ごとに、歳入を一括で、次に診療施設勘定を歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、先に事業勘定を歳出から款ごとに、歳入を一括で、次に診療施設勘定を歳入歳出一括で審査することに決定いたしました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。8ページをお開きください。1款総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

2款保険給付費、10ページです。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） それでは、10ページに高額療養費1,800万円の追加があります。まず、この内容についてご説明をお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 高額療養費の1,800万円、こちらのほうの追加のお願いに関しましては、高額療養費、レセプト1件当たりの高額な費用がかかっているものが、400万円以上の費用がかかっているような医療費が今年度において4件発生しているというような状況がございます。そういったところを踏まえまして、高額療養費の当初予算につきましては、被保険者数等を考慮した形での当初予算の積算でございましたが、突出した医療費が発生したということで、今回補正をお願いするというものでございます。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 高額療養費は、受ける我々にとってはこれはいい制度なわけですが、そうしますと、今高額の方がいたということではありますけれども、その疾病と申しますか、脳疾患、心臓疾患とか、いろいろあるかと思えますけれども、どういうのが大体ここ1年とか、どういう病気の方がこれを使われているのか、ご説明していただければと思います。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 今年度、この補正に係る分につきましては、内容を見させていただきますと、心臓、そして血管等の疾患による高額の内容であったということでございますが、過去に及んで数年間の高額療養費の傾向を見てみますと、やはり高額療養費になるというのは長期入院するような疾患でございます。一番多い内容としましては、統合失調症による入院、これは精神的な疾患で、精神病院なりに長期に入院されている方、これに対する高額療養費というものが突出した形で多いのかなということでございます。

また、外来等に関しましては、糖尿病、それが悪化しましての慢性腎臓病、人工透析を伴うようなものになってきますと、やはり月々30万円程度かかりますので、そういった内容の部分が外来については多いかなと。

入院につきましては、先ほど申し上げた内容のほう突出しておりますけれども、そのほかやはり脳出血ですとか脳梗塞、こちらのほうも本町としては多いというような状況が傾向としてはございます。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 脳疾患あるいは統合失調症というご答弁でありました。これは、そういうことでありました。1億円を超える額でありますので、今後の高額療養以外の全体の保険給付、病院に払う金額のこれからの6年度の状況は、今もう12月に来ていますが、インフルエンザ等々でどうなるかというのはあるかと思えますけれども、どのように捉えておりますでしょうか。例年より少ないか多いかも含めてお答えください。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 全体的な療養費のほうの傾向としましては、本町の国保におきましては、例年100人程度ずつ被保険者が減少しているというのが数年来の被保険者の推移の傾向であります。また、本年の10月からは、社会保険の適用の拡大と申しまして、51人以上100人以下の事業所においてのパートの方々が社会保険に適用されるというようなこともございまして、それによりまして被保険者が減少しているということも今年の要素としてございます。そういった大きいところでは、被保険者が減ってきているということで、それに合わせた形で全体的な給付費のほうも減少しているということでございます。

なお、今年度におきましても、全体的な給付費としては、これから冬季に及んで、いろいろインフルエンザですとか、コロナの感染状況はまだ分かりませんが、上半期までの状況としましては、昨年度よりも減少していくであろうという見込みを立てている状況にございます。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） また高額療養なのですけれども、最近報道で、がんの薬、抗がん剤等がかなり高額の良い薬が出まして、物すごく高額な薬が出て、それを使っている人がいて、今度は医療費の関係になれば、かなりいろんな面に影響が出ているというふうなこともあるようではありますが、岩泉にとってはどうですか。本町というか、この国保についてはないでしょうか。

○町民課長（佐藤哲也君） 菊地室長。

○委員長（畠山昌典君） 菊地室長。

○国保年金室長（菊地天絵君） お答えいたします。

令和3年度からの傾向を見ていると、がん治療とかの薬だと、1レセプト当たり確

かに1億円とかというようなのも報道されておりますけれども、当町においてはそのようなお薬を使った方というのは今のところいらっしゃらないのですが、今後そのような方が出てくるというか、疾患を持たれる方というのはいらっしゃるというふうには思っております。

○委員長（畠山昌典君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

続きまして、4款保健事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

7款諸支出金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで事業勘定、歳出の審査を終わります。

次に、歳入に入ります。6ページをお開きください。歳入は一括審査です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで事業勘定、歳入の質疑を終わります。

これから、診療施設勘定、歳入歳出一括で審査します。18ページ、19ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第9号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（畠山昌典君） 続きまして、議案第9号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第9号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

今回の補正は、サービス事業勘定において、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ってございます。

初めに、歳出でございますが、7ページを御覧願います。7ページ、1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費まで合計20万3,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページを御覧願います。6ページ、3款1項1目繰越金で20万3,000円を計上し、財源調整を行ってございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法は、サービス事業勘定について、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、審査はサービス事業勘定について、歳入歳出一括で審査することと決定いたしました。

これから質疑を行います。6ページ、7ページを御覧ください。質疑はありますか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） ご承知かと思うのですが、町内の介護なり福祉施設所が廃止な

り、あるいは縮小の傾向が見られるというようなことですが、これについてどのような原因が考えられるのか、所感をお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

町内の介護施設の状況というか、全国的な部分かとは思いますが、介護を取り巻く環境というのが年々、もしかしますと過疎地域は特に厳しくなっているのかなというのは数年前から感じているところでございました。最近の町内の介護施設の状況でございますが、やはり需給、需要と供給のバランスというのが若干崩れてきておったのかなという認識は持っております。そのため、今年度当初に町内の介護事業所等が、事業区分といたしましては居宅支援事業所と訪問部分ということで、居宅につきましては2事業所がもうなかなか経営が立ち行かなくなっている、あるいは従業員と管理者の体調不良というふうな面も相まって、そういった事情により業務を休止したいというふうなことの状況で、残念ながら今年度中には2施設が居宅支援事業所としては減となるというところでございます。

あともう一つは、訪問ヘルパーの分ですけれども、その部分も若干多分需要部分が、居宅、在宅よりは施設のほうというふうな形で、介護事業も利用者等もそっちの要望が多くて、なかなか在宅のほうの利用者さんが上がらない部分もあるかとは思いますが、その部分も絡みまして、1事業所で訪問分の事業を休止したいというふうなお話はあったところでございます。

ただ、介護難民が生ずるかということに言及いたしますと、今何とか町内の介護施設、あるいは近隣の介護施設等々での、言葉は語弊がありますが、例えば小本であれば田野畑、宮古方面とか、小川のほうであれば葛巻方面とかというふうなことで、近隣の市町村の施設も利活用を以前からしておったのですが、そちらのほうも使えるというふうな状況もありまして、今のところはこの2事業所が撤退したからといって、介護難民が出るというふうな状況にはございませんというところを最後に申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第10号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）

○委員長（畠山昌典君） 続きまして、議案第10号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第10号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ったほか、県の補助事業に伴い、早期の対応を要する事業について追加の予算を計上してございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願います。7ページ、1款1項2目龍泉洞管理費、18節で龍泉洞まつり運営事業補助金232万1,000円を追加しております。これは、県の補助金である地域経営推進費の追加募集があったことから、その補助事業を活用しまして、冬期間の誘客の取組を実施するものでございます。

以上が歳出となっております。

続きまして、前のページ、歳入になりますが、6ページ、2款2項1目観光費県補助金で154万7,000円、5款1項1目一般会計繰入金で168万8,000円を計上し、財源の調整を行ってございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定いたしました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括審査です。質疑はありませんか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） それでは、ここの龍泉洞まつり運営事業補助金232万1,000円、この事業内容についてお伺いいたします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 小成総括室長、どうぞ。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） お答えします。

本事業に関しましては、春、夏、秋に開催しております龍泉洞まつりの冬まつりを開催するための事業費となっております。例年であれば、3回実施しておりますけれども、今年度、県の地域経営推進費を活用しまして冬まつりを開催するという事業の組立てになってございます。この事業、今年度から3年間実施する予定になっておりまして、そのかかる事業費ということで予算計上しております。

主な内容としましては、龍泉洞園地近辺のイルミネーション、あと洞内でのスカイランタン、町内の事業所によります飲食等を予定しております。あと、ロータステントの設置によるイルミネーションの観覧等を予定してございます。園地のイルミネーションに関しましては、町内の小中学生を対象にしまして、それぞれの物に関しましてはこちらで用意しまして、町内の子供たちにイルミネーションを飾っていただこうかというような企画をしてございます。

○委員長（畠山昌典君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 主にイルミネーションの設置費ということではありますが、これ町内にいる方も、なかなか冬になると龍泉洞のほうに出向かないわけで、県内にも、もしくは国内にも知らしめるために、このイルミネーションをSNS等を使って周知することはお考えにならないのか、お伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 小成総括室長、どうぞ。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） お答えします。

このイルミネーションに関しましてですが、一応今回の事業が3年間の補助事業を予定しておりまして、今回初年度になるわけですが、来年以降からのプロモーション用に使えるような動画作成、SNSの活用を予定しておりまして、事業費のうち90万円程度をいわゆる広告宣伝に活用しようと思っております。

○委員長（畠山昌典君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ぜひ県内一のイルミネーションというような触れ込みで誘客に努めてもらえればと思っております。

そこで、小川地区で現在継続して行われております水の搬送隊、岩泉は残念ながら途中で断ち切れてしまったわけですが、これ小本川、清水川の河川改修等が完遂が間近でございます。なかなかきっかけがつかめないと思うのですが、工事が完遂した暁にはこの搬送隊を復活させるというお考えはないのか、お伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

みずまつりに関しましては、町の観光協会の内部で事業の後継事業という形の検討をこれまでしてきたというところでございまして、その結果、令和7年度に復活させたいという意向が固まったというふうに伺っております。内容については、これからという形のものでございますけれども、河川改修の完遂というところもありますので、そこら辺を見ながら、あとは龍泉洞の冬まつりという新たな企画も手前どものほうは企画しておりますので、観光協会とちょっと事業内容を詰めながら、そちらのほうは協議のほうをしていきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今関連で、龍泉洞まつりについてですが、そうすればこの事業の効果というか、この事業で何人ぐらいの誘客と申しましょうか、もくろんでおりますでしょうか。ここ3年とは言っていますけれども、まずは今年的人数はどのぐらいを見ておりますでしょうか。

○委員長（畠山昌典君） 小成総括室長。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） お答えします。

今回の事業の指標としましては、観光事業者のモニターの参加者数等をいわゆる目標指標にしておりまして、約10者のモニターの参加者を見込んでおります。そのほか、イルミネーションの作成に関しましては、町内のそれこそお子様方に作っていただこうと思ひまして、その親御さん等の入り込みが見込めるものと思っております。あと、いわゆる洞内でのスカイランタンといいますのが、多分県内でといいますか、やっているところはないと思いますので、その辺のターゲティングをうまくやって周知できれば、数百名程度は見込めるのではないかなというような事業計画になっております。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

目標とする誘客については、まだ初年度ということで、今回は設定してございません。3年、5年という中での計画を、どんどん、どんどん内容を充実していきながら、インバウンドも踏まえた中での誘客の戦略的なものを練っていきたいというふうに思っております。

ちなみに、今回の冬まつりのイベント期間でございますけれども、2月8日から2月16日までの9日間で予定してございます。町民の参加型のイベントという形をまずつくりながら、2年目以降は県内外からの誘客を図っていききたいと。あとは、観光エージェントの方々へも、今回のモニター参加によりまして、ツアー企画のほうのお願いもしていきたいなというふうに思っております。

先ほど総括のほうからお話があったとおり、SNSでの発信をしながら、知名度を高めながら、龍泉洞への、園地への誘客のほうをどんどん高めてまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） 4 番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） SNS も何も、イルミネーションもそうですが、3 年間の計画でやると、今年はその目標設定はしないと。そうしたら、2 年、3 年の 3 か年ではどういう展開をして、どのような人数をもくろんでやるおつもりでしょうか。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） これまでも龍泉洞の冬季の誘客については、大きな課題でございました。年間20万人の入洞者が、平成21年が最後になるわけでございますけれども、この20万人の達成のためには、やっぱり冬期間の一月当たりの入洞者が大体8,000人程度必要だというふうに思っております。来年度以降の計画としては、月8,000人を目標にしながら、入洞者数ですけれども、していく必要性があるのかなというふうに思っております。そのためにも、団体客等のツアー等もございまして、町内のホテルとの連携をしながら、事業の商品化についてしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 8 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1 点、先般の全員協議会で、総合観光から観光協会に業務委託が変わるというふうなことで、7 人の人たちの意向があるわけですが、これは観光協会が自ら委託を受けるというふうにお話を伺ったものですから、とてもいいきっかけになると思うのです。ですので、このきっかけを最大限に生かしていただいて、今皆さんからご意見があるようなことをうまく乗せる、願ってもないようなチャンスだと思うのですけれども、その点についてのお考えをお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 昨日の全員協議会でご説明申し上げました委託の見直し、委託先の変更についてでもございまして、龍泉洞の観光商品の造成については、やはり観光協会の力が一番今後必要だろうというふうに思っておりますので、委員おっしゃるとおりに、観光協会の体制強化により、どんどん、どんどん充実した商品造成がされ、それに伴って誘客が図れるというのを目標にしてございまして、まさに人数は現在7名という形ではございまして、自主運営事業をどんどん、どんど

ん取り組んでいただきながら、龍泉洞にお越しいただくお客様を増やして、町内経済の活性化に向けて、観光協会と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第11号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（畠山昌典君） 続きまして、議案第11号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第11号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、各事業の執行の精査及び人事異動等に伴う所要の整理を行ったほか、県事業の計画変更により、複数の事業が令和7年度に見送られることとなったため、関係する配水管布設工事等の減額調整も併せて行っております。

それでは、5 ページからの令和 6 年度岩泉町水道事業会計予算事項別明細書の収益的収入及び支出と資本的収入及び支出それぞれに、支出、収入の順に主な内容についてご説明させていただきます。

6 ページをお開きください。収益的収支の支出についてですが、1 款 1 項 1 目の原水及び浄水費の16節動力費を526万5,000円増、次に2目配水及び給水費、8節燃料費を1万8,000円増としております。これは、いずれも電気料もしくは燃料費の高騰によるものです。

次に、同じく4目総係費ですが、人事異動及び岩手県人事院勧告に準じた改定に伴う人件費の調整を行うもので、1節給料17万1,000円減、2節職員手当等123万5,000円減、5節法定福利費を31万円減としております。

続いて、5目1節有形固定資産減価償却費55万7,000円増、6目1節固定資産除却費974万6,000円減としております。この後、資本的収支の項目でご説明いたしますが、複数箇所の工事を令和7年度に見送ることとしたために調整するものとなっております。

5 ページをお開きください。収益的収支の収入ですが、1 款 1 項 2 目 1 節受託工事収益を125万1,000円減としております。こちらは、大川地区の消火栓移設等の施工を一部見送ることとしたものです。

続いて、1 款 2 項 3 目 1 節他会計補助金201万8,000円の減ですが、人件費の補正に伴うものとなっております。

続いて、5 目 1 節の雑収益342万4,000円の減ですが、今回の補正で歳出の予算規模が減少したことに伴い、消費税還付金383万4,000円減、個別の給水管布設替えに係る岩手県の物件移転補償費が41万円増となったことによるものです。

続いて、1 款 3 項 1 目 1 節過年度損益修正益 9 万3,000円ですが、令和 5 年度の消費税の確定に伴う補正となります。

9 ページをお開きください。資本的収支の支出ですが、1 款 1 項 1 目水道施設費の目総額で6,468万円を減額しております。こちらは、岩泉水道施設では大橋、下の橋、二升石水道施設では落合橋付近、大川水道施設では大広地区下流域の県工事関連で、今年度の工事施工を見送ることとしたため減額するものです。

8 ページを御覧ください。資本的収支の収入ですが、1 款 1 項 1 目 1 節企業債3,910万

円減、さらに1款3項1目1節物件移転補償費も1,961万7,000円減としております。いずれも工事施工の見送りに伴い、減額するものとなっております。

1ページにお戻りいただきたいと思います。今回の補正に係る総額ですが、第3条、収益的収支の収入では674万6,000円減額し、3億7,932万円、支出では579万6,000円減額し、4億2,373万1,000円、第4条、資本的収支の収入では5,880万7,000円減額し、1億7,932万1,000円、支出では6,482万5,000円減額し、2億3,322万6,000円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する5,390万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額225万1,000円、繰越工事資金2,027万1,000円及び引継ぎ金3,138万3,000円で補填することとしています。

少し飛びますが、10ページをお開きください。補正後の予定キャッシュ・フロー計算書ですが、資金期末残高につきましては、今回の補正により612万2,000円増の2億9,012万8,000円を予定しているところです。

次のページ以降に貸借対照表、損益計算書及び給与費明細書をおつけしておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。

以上が補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしくお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、第2条から第7条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については審査に併せて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第7条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については審査に併せて質疑の対象とすることに決定いたしました。

これから質疑を行います。第2条、業務の予定量から第7条、他会計からの補助金までの審査を一括で行います。なお、5ページからの事項別明細書と10ページからの財務諸表についても質疑の対象といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これで議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成につきましては、本職に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（畠山昌典君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時30分）

岩泉町議会委員会条例第 27 条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和 6 年第 4 回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

畠 山 昌 典
